

川越町

男女共同参画推進計画



平成 20 年 3 月

川越町 男女共同参画推進計画

平成20年3月

川 越 町

<もくじ>

. はじめに

第1章 計画の策定にあたって	3
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の性格	4
3. 計画の点検	4
4. 住民意向の反映	5
5. 計画の構成	6
第2章 男女共同参画のあらまし	7
1. 男女共同参画とは	7
2. 男女共同参画のあゆみ	8
第3章 川越町のすがた	13
1. 町の概況	13
2. 総人口・世帯	14
3. 男女別・年齢別人口	15
4. 労働力	17
5. 就業人口	19
第4章 今後に向けて	21
1. 男女共同参画推進に向けた課題	21
2. 男女共同参画推進をめぐる社会潮流	23

. 考え方と目標

第1章 男女共同参画社会の将来像	27
1. 将来像	27
2. 将来像を取り巻く考え方	28
第2章 計画の基本目標	29
第3章 基本目標の実現に向けた方針	31

. 目標の実現化方策（施策）

第1章 男女共同参画のこころを育もう！	39
第2章 男女共同参画の舞台を増やそう！	45
第3章 男女共同参画の健やかな環境を培おう！	53
第4章 男女共同参画をみんなで進めよう！	59

. 資料編

は
じ
め
に

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

「うるおい であい ふれあいのまち かわごえ」を第5次川越町総合計画の将来像として掲げる本町では、人口の増加傾向が続くなかで、住民一人ひとりがうるおいを感じ、であいやふれあいにあふれるまちづくりをさらに進めていくことが求められています。

また、こうした将来像を達成するためには、ものの豊かさ（ハード面）とこころの豊かさ（ソフト面）の両面から取り組んでいくことが必要であり、施設などの整備ばかりでなく、こころ豊かに暮らすことのできるまちづくりも重要な課題となっています。

男女共同参画社会の実現は、こころ豊かに暮らすための大きな手段となるものです。性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、各人が自分らしく考え、行動し、自らの生き方を多くの選択肢の中から主体的に選び、その個性や能力を十分に発揮できる社会づくりは、住民一人ひとりのこころの豊かさへとつながっていきます。

こうしたことから、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、本町の現状を踏まえながら、男女共同参画社会実現に向けた施策を総合的・体系的に推進するために、本計画を策定するものです。

2 . 計画の性格

男女共同参画社会を実現するための取り組みは、特定の分野にとどまりません。まちづくりにおけるさまざまな場面、行政分野、そして何より、行政が発信するばかりでなく、住民や企業・事業者等と連携・実践することによって、男女共同参画社会づくりが進んでいきます。

こうしたことから、本計画は、男女共同参画社会実現に向けたさまざまな取り組みを総合的・体系的に進めるための行動計画（アクションプラン）として策定されます。

なお、本計画は、本町における基本計画である「第5次川越町総合計画（後期基本計画）」との整合性を確保するとともに、各部門別計画とも連携の上、策定されます。

さらに、国や県において策定された関連計画等の趣旨も踏まえつつ、本町における男女共同参画社会の実現に向けた計画となるものです。

3 . 計画の点検

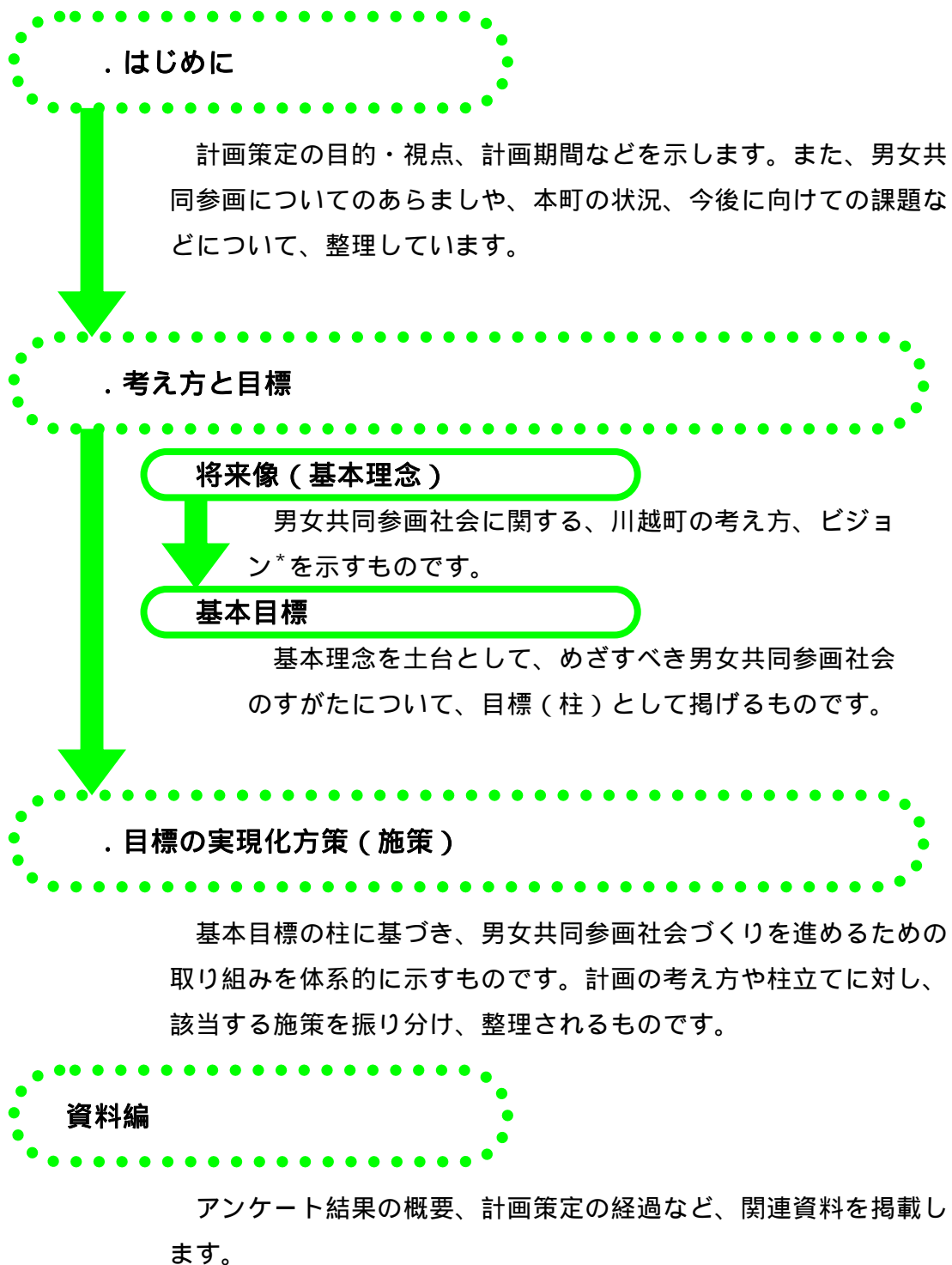
本計画は、本町における基本計画である総合計画をはじめ、実施計画等の関連計画と連携しつつ、進められます。また、計画の推進状況によって、内容の再構築が必要となった場合には、適宜、見直しを実施していきます。

4 . 住民意向の反映

本計画の策定にあたっては、男女共同参画に関わる地域の実情や、住民意向を把握・反映するため、20歳以上の住民及び中高生を対象としたアンケート調査を実施しています。

5 . 計画の構成

「川越町男女共同参画推進計画」構成と流れ



* ビジョン : 将来の見通し。構想。未来像。

第2章 男女共同参画のあらまし

1. 男女共同参画とは

計画づくりにあたっての出発点として、「男女共同参画」という言葉の捉え方については、国において次のような考え方が示されています。

「男女共同参画社会」とは？ ～ 内閣府ホームページより

「男女共同参画社会」とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。すなわち、男女の人権が等しく尊重され、社会参加意欲にあふれた女性が自らの選択によっていきいきと活躍でき、男性も家庭や地域で人間らしい生き方を楽しめる、お互いが支えあい、利益も責任も分かちあえる、いわば女性と男性のイコール・パートナーシップ*で築き上げるバランスのとれた社会像です。

本当に豊かな社会を実現するためには、育児や介護を家庭で女性だけが担い、もっぱら男性は外で働いて税金や年金などの国民負担を支える等の固定的役割分担にとらわれず、男女にかかわらず多様なライフスタイル*を選択できる社会構造が不可欠です。しかし、我が国の現状を見ると、法律・制度上では男女平等がほぼ達成されつつあるものの、女性の政策・方針決定への参画、職場における能力発揮は十分ではないほか、女性の家事・育児・介護における負担が重く、また、伝統的に男性の家事や育児への参加が「男らしくない」とされる傾向が残っているなど、さまざまな面での男女共同参画が諸外国と比較しても不十分であり、「男性は仕事、女性は家庭と子育て」などの固定的な男女の役割分担意識は依然として根強く残っています。

私たち一人一人が固定的な男女の役割分担意識を改め、男女が政治の場にも、職場にも、家庭でも共に参画し、生き生きと充実した人生を送ることができる社会を実現しましょう。

* イコール・パートナーシップ : 対等な関係で行う協力や提携。

* ライフスタイル : 生活の様式・営み方。

2 . 男女共同参画のあゆみ

男女共同参画に向けた取り組みは、わが国や世界的な潮流として進められているものです。ここでは、国連を中心とした国際的な動き、国や三重県、本町などによる取り組みを中心に、男女共同参画の歴史的経緯を振り返ります。

男女共同参画の世界的な取り組みは、今から30年ほど前、1975年（昭和50年）の「国際婦人年」が一つのきっかけとなり、同時期に日本においても関連部門が設置されるなど、女性の社会参加、男女共同参画に向けた動きが本格化してきました。

その後、わが国における動きとして、1999年（平成11年）には、「男女共同参画社会基本法」が施行され、2005年（平成17年）には、第2次となる男女共同参画基本計画が策定されるなど、さらなる取り組みが進んできました。

また、三重県においても、関連施設拠点である三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」の設置や、「三重県男女共同参画基本計画」の策定など、男女共同参画の推進に向けた取り組みが行われています。

本町における計画は、こうした歴史的経緯や、国・県の動向等を踏まえながら、策定されるものです。

男女共同参画のあゆみ

< 世界・国・県の動き >

年	世界の動き	国・県の動き
1975年 (昭和50年)	「国際婦人年世界会議(第1回女性会議)」開催 「世界行動計画」採択 国連総会 1976～85年の10年間を「国連婦人の十年」に決定	「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位の向上をはかる決議」採択 総理府に「婦人問題企画推進本部」「婦人問題担当室」設置
1976年 (昭和51年)		「民法等の一部を改正する法律」施行 離婚後における婚氏続称制度新設
1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」決定 「国内行動計画前期重点目標」発表 【県】「婦人関係行政推進連絡会議」設置
1979年 (昭和54年)	国連総会「女子差別撤廃条約」採択	【県】「三重県婦人対策の方向(県内行動計画)」策定
1980年 (昭和55年)	「国際婦人の十年中間年世界会議(第2回女性会議)」開催 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択。「女子差別撤廃条約」署名式(日本を含む51ヶ国が署名)	
1981年 (昭和56年)	ILO(国際労働機関)「156号条約」「165号勧告」採択 (男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等待遇に関する条約と勧告)	「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」施行 ・配偶者の相続分1/3から1/2へ ・寄与分制度新設 「国内行動計画後期重点目標」発表

年	世界の動き	国・県の動き
1985年 (昭和60年)	「国連婦人の十年最終年世界会議(第3回世界女性会議)」開催 「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略(ナイロビ将来戦略)」採択	「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行 ・子の国籍取得、父系主義から父母両系主義へ ・帰化条件の男女平等 ・外国人との婚姻・離婚による氏の変更可 生活扶助基準額男女差解消実施 「女子差別撤廃条約」批准
1986年 (昭和61年)		「男女雇用機会均等法」施行 「国民年金法の一部を改正する法律」施行
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」決定 【県】「みえの第2次行動計画・アイリスプラン」策定
1988年 (昭和63年)		「労働基準法」改正施行 ・週40時間を法定労働時間の目標に設定
1989年 (平成元年)	国連総会「児童の権利に関する条約」採択	
1991年 (平成3年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定
1992年 (平成4年)		「育児休業等に関する法律」施行
1993年 (平成5年)	「国連世界人権会議」開催 「女性の人権擁護を強調したウィーン宣言」採択 国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	中学校技術・家庭科男女共修開始 「パートタイム労働法」施行。
1994年 (平成6年)		「児童の権利に関する条約」批准 高校家庭科男女共修開始 総理府に「男女共同参画審議会」「男女共同参画室」設置 内閣に「男女共同参画推進本部」設置 【県】三重県女性センター開館

年	世界の動き	国・県の動き
1995年 (平成7年)	「第4回世界女性会議」開催 「北京宣言」及び 「行動綱領」採択	ILO「156号条約」批准 「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」施行 (一部平成11年月施行) 【県】「みえの男女共同参画推進プラン・アイリスプラン21」策定(第3次)
1996年 (平成8年)		「男女共同参画2000年プラン」決定
1997年 (平成9年)		「男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法の一部を改正する法律」成立
1998年 (平成10年)		【県】アイリス21推進連携会議(アイリスネットワーク)設置
1999年 (平成11年)		「改正男女雇用機会均等法」施行 「男女共同参画社会基本法」施行
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」開催	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 男女共同参画基本計画」決定 【県】「三重県男女共同参画推進条例」公布 【県】「日本女性会議2000津」開催
2001年 (平成13年)		内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」施行 【県】三重県男女共同参画審議会設置 【県】「女性センター」を「男女共同参画センター」に改称
2002年 (平成14年)		【県】「三重県男女共同参画基本計画」策定
2003年 (平成15年)		男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 「次世代育成支援対策推進法」施行
2004年 (平成16年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」施行

年	世界の動き	国・県の動き
2005年 (平成17年)	「国連「北京 + 10」世界閣僚級会合（第49回国連婦人の地位委員会）」開催	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律」施行 「男女共同参画基本計画（第2次）」決定

< 川越町の動き >

- ・ 1993年（平成5年）以降、毎年、日本女性会議に参加しています。
- ・ 1996年（平成8年） アイリス21推進地域講座を川越町において開催
- ・ 1997年（平成9年） アイリス21推進地域講座受講者から有志が集まり、
「アイリスかわごえ」を発足

このほか町では毎年、講師を迎えての男女共同参画講演会を実施しています。

第3章 川越町のすがた

1. 町の概況

主要都市にも近い立地特性などから、コンパクトな町域で都市化が進むまちです

本町は、三重県北部に位置し、四日市市や桑名市などに近接するとともに、名古屋や岐阜など、中京圏内各都市とも20～50km程度と、中京圏の中心近くに位置する条件を持ち、古くは農漁業など第1次産業を中心とした田園風景が広がっていました。

近年では、主要都市に近接した立地特性から都市化が進み、伊勢湾岸自動車道や北勢バイパスなどの道路交通網が整備されたほか、近鉄富洲原駅舎の橋上化や東西駅前広場の整備も予定されるなど、産業環境は大きく移り変わりつつあります。そうした動きも相まって、人口増加の傾向が続き、都市的な活力が増大する方向にあります。

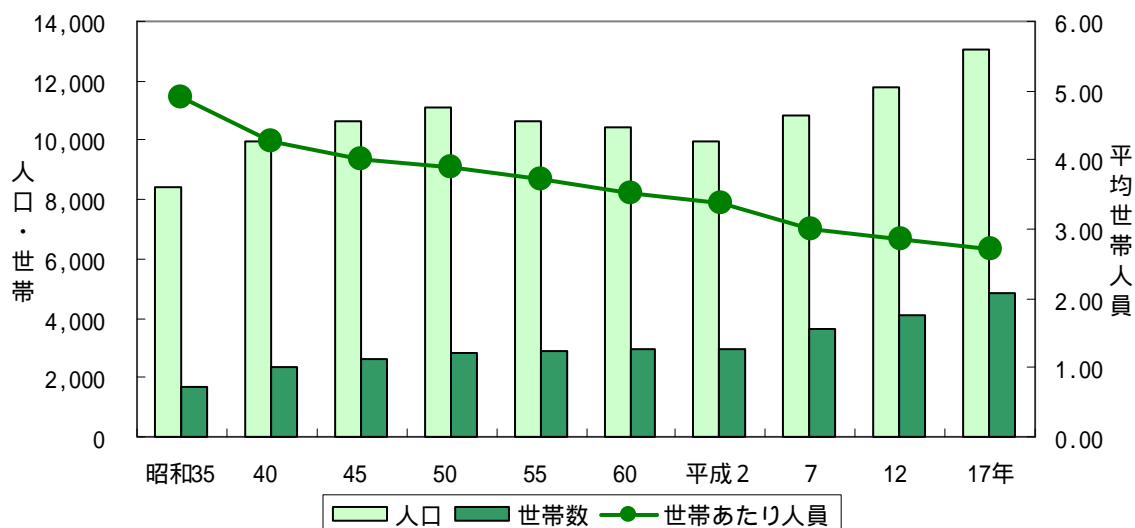
地理的な条件としては、町域面積は8.71km²で、伊勢湾に面した地勢特性から、鈴鹿山脈を源とする朝明川、員弁川の流出土砂により形成された起伏のない沖積層地帯にあり、平坦地となっています。

2 . 総人口・世帯

人口や世帯の増加が進み、核家族化等、都市化の一端があらわれています

平成2年を境に増加に転じた本町の国勢調査人口は、平成17年には13,048人となっています。また、世帯数は一貫した増加傾向にあり、平成17年には4,822世帯となっています。1世帯あたり人員は減少基調で推移しており、平成17年には2.71人と、本町においても核家族化等、世帯人員の減少傾向が顕著であることがわかります。

人口・世帯の推移



	人口		世帯数		世帯あたり人員
		増減率		増減率	
昭和35年	8,388	-	1,711	-	4.90
昭和40年	9,931	18.4%	2,332	36.3%	4.26
昭和45年	10,605	6.8%	2,651	13.7%	4.00
昭和50年	11,078	4.5%	2,855	7.7%	3.88
昭和55年	10,645	-3.9%	2,862	0.2%	3.72
昭和60年	10,403	-2.3%	2,944	2.9%	3.53
平成2年	9,988	-4.0%	2,969	0.8%	3.36
平成7年	10,863	8.8%	3,638	22.5%	2.99
平成12年	11,782	8.5%	4,131	13.6%	2.85
平成17年	13,048	10.7%	4,822	16.7%	2.71

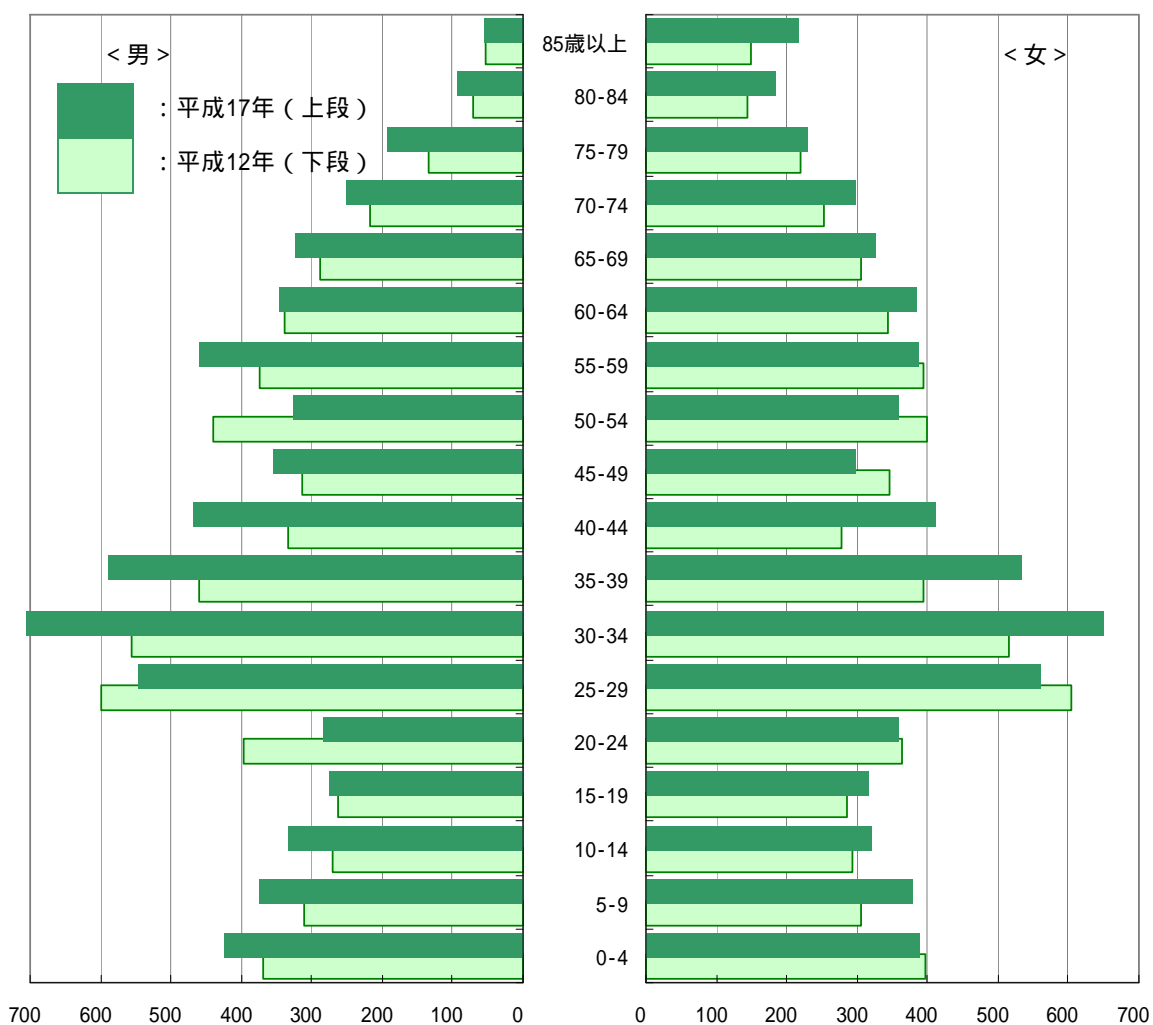
資料：国勢調査

3. 男女別・年齢別人口

団塊世代や団塊ジュニア世代等の占める割合が高くなっています

男女別、年齢別の人口グラフ（人口ピラミッド）をみると、団塊の世代（平成17年時点で55～59歳に概ね相当）や、団塊ジュニア世代（同、30～34歳に概ね相当）などの年齢層が多くなっています。

男女別・年齢別人口（人口ピラミッド）



資料：国勢調査

男女別・年齢(5歳階級)別人口

	年齢	平成12年	平成17年
男	総数	5,791	6,435
	0-4	369	424
	5-9	312	375
	10-14	270	334
	15-19	263	275
	20-24	396	284
	25-29	599	547
	30-34	555	732
	35-39	461	588
	40-44	334	467
	45-49	314	355
	50-54	440	326
	55-59	374	459
	60-64	338	346
	65-69	287	323
	70-74	217	250
	75-79	135	191
	80-84	72	93
	85歳以上	53	55
	年齢不詳	2	11
女	総数	5,991	6,613
	0-4	396	389
	5-9	307	378
	10-14	294	322
	15-19	285	316
	20-24	365	360
	25-29	603	560
	30-34	516	650
	35-39	394	534
	40-44	277	413
	45-49	345	298
	50-54	399	358
	55-59	395	387
	60-64	343	384
	65-69	306	326
	70-74	252	299
	75-79	220	230
	80-84	144	185
	85歳以上	148	217
	年齢不詳	2	7
総計		11,782	13,048

男女別・年齢(3区分)別人口

			平成12年	平成17年
実数	総計	年少人口	1,948	2,222
		生産年齢人口	7,996	8,639
		高齢者人口	1,834	2,169
	男	年少人口	951	1,133
		生産年齢人口	4,074	4,379
		高齢者人口	764	912
	女	年少人口	997	1,089
		生産年齢人口	3,922	4,260
		高齢者人口	1,070	1,257
構成比	総計	年少人口	16.5%	17.0%
		生産年齢人口	67.9%	66.2%
		高齢者人口	15.6%	16.6%
	男	年少人口	16.4%	17.6%
		生産年齢人口	70.4%	68.0%
		高齢者人口	13.2%	14.2%
	女	年少人口	16.6%	16.5%
		生産年齢人口	65.5%	64.4%
		高齢者人口	17.9%	19.0%

注) 年少人口 : 0 ~ 14 歳
 生産年齢人口 : 15 ~ 64 歳
 高齢者人口 : 65 歳 ~

資料 : 国勢調査

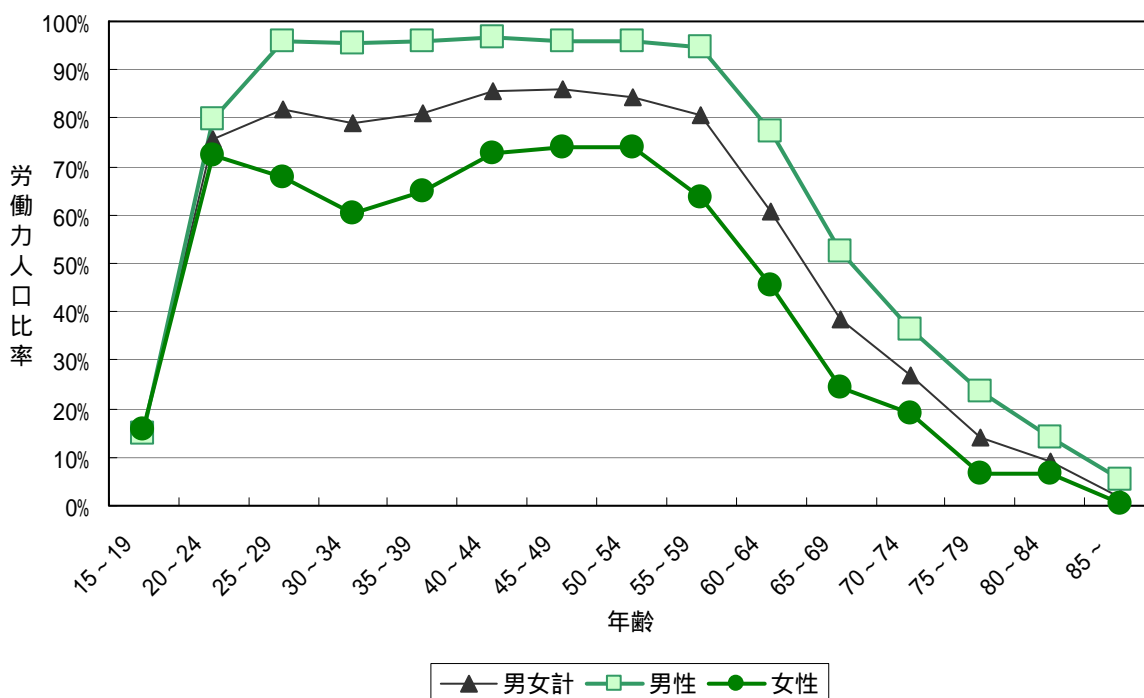
4 . 労働力

30歳代前半を中心とした世代で、労働力人口比率の男女差が広がっています

5歳階級別の労働力人口比率（人口に占める労働者人口の割合）を男女別に見ると、男性に比べ、女性の方がおおむね低い比率にとどまっています。

特に、30歳代前半を中心とした世代において、男女間に関きがあり、結婚や出産で仕事から離れることが影響しているものと考えられます。その後の世代では、男女間の関きはやや小さくなるもの、いずれの世代においても女性の労働力人口比率は男性の値を下回っています。

男女別・年齢(5歳階級)別労働力人口比率



資料：平成 17 年国勢調査

男女別・年齢(5歳階級)別労働力人口比率

	人口	うち、労働力人口	労働力人口比率
総数	10,808	6,982	64.6%
15～19	591	90	15.2%
20～24	644	487	75.6%
25～29	1,107	904	81.7%
30～34	1,382	1,092	79.0%
35～39	1,122	910	81.1%
40～44	880	751	85.3%
45～49	653	561	85.9%
50～54	684	577	84.4%
55～59	846	681	80.5%
60～64	730	442	60.5%
65～69	649	250	38.5%
70～74	549	148	27.0%
75～79	421	60	14.3%
80～84	278	25	9.0%
85歳以上	272	4	1.5%
男	5,291	4,182	79.0%
15～19	275	41	14.9%
20～24	284	227	79.9%
25～29	547	524	95.8%
30～34	732	699	95.5%
35～39	588	564	95.9%
40～44	467	451	96.6%
45～49	355	341	96.1%
50～54	326	312	95.7%
55～59	459	434	94.6%
60～64	346	267	77.2%
65～69	323	170	52.6%
70～74	250	91	36.4%
75～79	191	45	23.6%
80～84	93	13	14.0%
85歳以上	55	3	5.5%
女	5,517	2,800	50.8%
15～19	316	49	15.5%
20～24	360	260	72.2%
25～29	560	380	67.9%
30～34	650	393	60.5%
35～39	534	346	64.8%
40～44	413	300	72.6%
45～49	298	220	73.8%
50～54	358	265	74.0%
55～59	387	247	63.8%
60～64	384	175	45.6%
65～69	326	80	24.5%
70～74	299	57	19.1%
75～79	230	15	6.5%
80～84	185	12	6.5%
85歳以上	217	1	0.5%

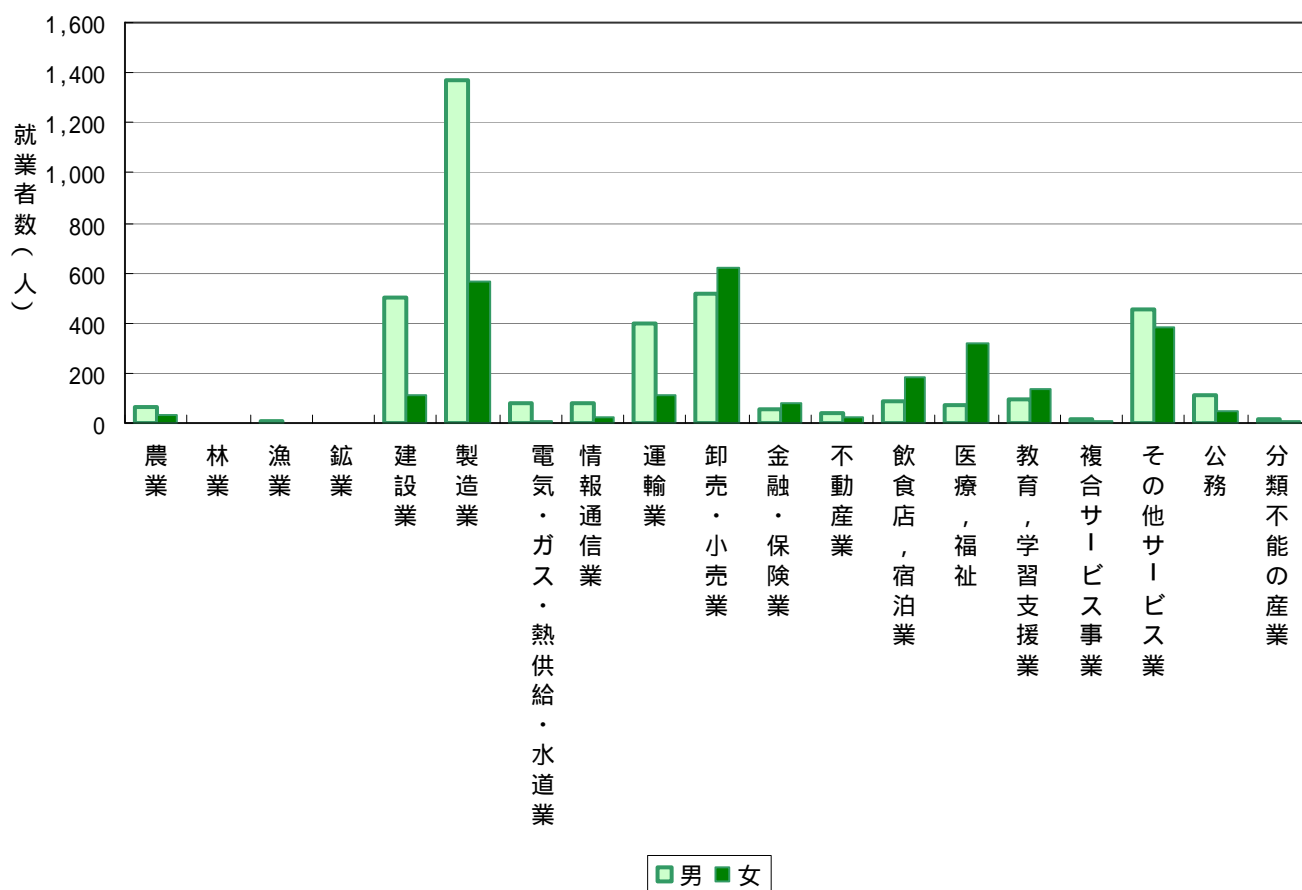
資料：平成17年国勢調査

5 . 就業人口

男性が多い業種：製造業、建設業 女性が多い業種：卸・小売、医療、福祉

産業別の就業人口を男女別に見ると、男性が多い業種として、製造業、建設業、運輸業などが挙げられます。また、女性が多い業種としては、卸売・小売業、医療・福祉、飲食店・宿泊業などとなっています。

男女別・産業別就業人口



資料：平成 17 年国勢調査

男女別・産業別就業人口

		実数			構成比		
		総数	男	女	総数	男	女
総数		6,621	3,961	2,660	100.0%	100.0%	100.0%
第1次 産業	農業	94	62	32	1.4%	1.6%	1.2%
	林業	-	-	-	-	-	-
	漁業	12	9	3	0.2%	0.2%	0.1%
第2次 産業	鉱業	1	1	-	0.0%	0.0%	-
	建設業	613	499	114	9.3%	12.6%	4.3%
	製造業	1,935	1,373	562	29.2%	34.7%	21.1%
第3次 産業	電気・ガス・熱供給・水道業	92	82	10	1.4%	2.1%	0.4%
	情報通信業	105	83	22	1.6%	2.1%	0.8%
	運輸業	513	399	114	7.7%	10.1%	4.3%
	卸売・小売業	1,132	514	618	17.1%	13.0%	23.2%
	金融・保険業	135	53	82	2.0%	1.3%	3.1%
	不動産業	57	37	20	0.9%	0.9%	0.8%
	飲食店，宿泊業	269	88	181	4.1%	2.2%	6.8%
	医療，福祉	389	72	317	5.9%	1.8%	11.9%
	教育，学習支援業	227	92	135	3.4%	2.3%	5.1%
	複合サービス事業	27	16	11	0.4%	0.4%	0.4%
	その他サービス業	839	454	385	12.7%	11.5%	14.5%
	公務	163	113	50	2.5%	2.9%	1.9%
分類不能の産業		18	14	4	0.3%	0.4%	0.2%
第1次産業		106	71	35	1.6%	1.8%	1.3%
第2次産業		2,549	1,873	676	38.5%	47.3%	25.4%
第3次産業		3,948	2,003	1,945	59.6%	50.6%	73.1%

資料：平成17年国勢調査

第4章 今後に向けて

1. 男女共同参画推進に向けた課題

[アンケート調査から]

本計画策定にあたり実施した、アンケート調査（20歳以上の住民、及び中高校生）の結果から、次のような課題を抽出しました。

性別や年齢・世代を超えた、共同参画に関わる共通認識の醸成

男女の性別や年齢区分、一般成人と中高生など、住民のさまざまな属性により、異なる意識や意向などが浮かび上がっています。

男女共同参画を進めるにあたっては、まず、性や世代などの垣根を超えて、ともに関心を持った上で、取り組んでいくという部分が出発点となります。こうした共通認識を育み、実際の共同参画を進めるきっかけとしていくことが求められます。

男女共同参画の出発点としての意識啓発の充実

共通認識を醸成する上で、男女共同参画についての関心を高めるなど、共同参画を進めるきっかけづくりに幅広く取り組んでいくことが求められます。

中高生が学校や地域で学ぶ機会を確保・充実することや、成人世代が、若年層から中高年、高齢者世代まで、社会教育等における幅広い学習機会を提供していくことが必要です。

地域ぐるみの取り組み

住民、コミュニティ*、企業・事業所など、地域を構成するさまざまな人々や組織などにおいて、男女共同参画への関心を高め、学習機会、参画機会の充実に向けた取り組みを進めることが求められます。

意識啓発のほか、実際の共同参画機会の充実については、企業や地域社会全般の関心を高め、協働で取り組んでいく姿勢が必要です。「仕事と家庭・生活の両立」がアンケートでも大きな注目を浴びるなかで、地域社会のより多くの人々が参画し、

* コミュニティ ： 地域社会。

行政がこれを支援するという、広がりある取り組みを進めていくことが求められます。

[地域の現状等を踏まえた点から]

策定に向けた検討過程において、町の現状等を踏まえた課題として認識される点は次のとおりです。

「自分らしく生きる、暮らすための」男女共同参画としての実践

男女間の違いや、固定的観念などにばかり注目するのではなく、そもそも一人ひとりの人間、住民として、自分らしく生きる、こころ豊かに地域で暮らす、といった観点から捉えることが求められます。男女共同参画社会の実現には、さまざまな取り組みが求められますが、その出発点としては、男女共同参画だけを捉えるのではなく、人権の問題や快適な地域生活など幅広い見方で捉えていくことが、ひいては住民の関心を高め、理解や実践を促進するといった方向に結びつきやすいと考えられます。

「男女が共に考え、実践してこそその」男女共同参画

女性のための取り組みと思われがちな男女共同参画について、男性も含めた全町的な取り組みとして進めていくことが必要です。

こころの豊かさが求められる昨今、平等な人権の問題として、また、ともに取り組む協働の実践機会として、男女共同参画は、まちづくりにおいてもより重要なテーマとなるべきであり、男女がともに理解・協力しあいながら、心地よい川越町での生活に結びつくような計画のあり方が問われていると言えます。

若年世代が切り拓く、新しい男女共同参画のあり方

学校教育や青少年教育として、町の次代を担う若年世代に対する人権関連の学習も行われており、若い世代としての男女共同参画に対する関心や意識の高さもあらわれるようになっていきます。

今後は、こうした若い世代の意識の高まりを、世代を通じた高まりへとつなげ、広げていくことが必要です。

2. 男女共同参画推進をめぐる社会潮流

男女共同参画の推進にあたっての、社会的な流れ、時代背景について、以下の点が挙げられます。

住民の立場に立った、施策の展開

~どのようにして、関心を高め、実践へとつなげるか

市町村や都道府県など、地方公共団体を中心として、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまなプランや方向性が示される時代となっています。しかし、地域の実情や住民意識などを踏まえ策定された計画も、行政からの一方通行になってしまっただけは、目標の達成は非常に難しいものとなります。

そもそも、一人ひとりの意識や行動の積み重ねによって、男女共同参画社会は実現するものです。そのため、広報等による「知る機会」や、生涯学習等による「学びの場」、さらには男女共同参画を実践する機会やそのための体制づくりなど、さまざまな観点から取り組んでいくことが必要になっています。

多様な主体の参画による、地域ぐるみの取り組み

~どのようにして、輪を広げ、効果を高めるか

住民による関心が高まっても、社会における男女共同参画の機会が少なかったり、そのための支援体制が弱い場合、共同参画を実践することが難しくなります。

企業・事業者等の協力による雇用・就労面の環境づくりや、学校、諸団体との連携による世代を通じた活動など、住民や行政ばかりでなく、地域を構成するさまざまな主体の参画・協力を促していくことが必要です。

暮らしやすいまち、自分らしいライフスタイルの実現へ

～どのように、暮らしの満足度向上につなげるか

全国的に見ると、一部では男女の違いを極端に意識し過ぎたり、男女平等をあらゆる面で徹底したりするなど、行き過ぎた取り組みが取り上げられることもありました。

男女共同参画社会の実現は、男女の平等化が目的ではなく、住民一人ひとりが個性や人権を持った存在として、互いに尊重しあいながら、自分らしく生きることのできる社会の実現をめざすことであり、こうした意識や考え方を根底に捉えつつ、進めていくことが求められています。

考え方と目標

第1章 男女共同参画社会の将来像

1. 将来像

「将来像」とは、男女共同参画の取り組みを進めるなかで、本町がどのようなまちをめざすのかについて、その姿を言葉（キャッチフレーズ）として示すものです。

男女共同参画がどのように進んでいくか、将来にわたって、その達成状況を全町的に確認していくためにも、わかりやすさや親しみやすさ、覚えやすさなどに配慮したキャッチフレーズとして、次のように位置づけます。

ともに 暮らしや生きがいを育み わかちあうまち

男女共同参画社会とは、わたしたち住民一人ひとりの心に根ざす意識を高め、ともに理解・協力・連携しあい、力をあわせることによってはじめて実現する社会であると言えます。

男女の間ではもちろんのこと、家庭や地域社会において、また、職場や学校など、人間としてのあらゆる活動の場において、相互の理解や尊重、協力を進めていくことが大切になります。

こうしたことから、本町における男女共同参画の将来像は、暮らしや生きがいといった、人生や生活におけるもっとも基本となる場や心とともに育み、相互理解のもと広くわかちあうことをめざし、

ともに 暮らしや生きがいを育み わかちあうまち
として掲げるものです。

将来像の言葉について

「ともに」

男女、世代、地域など、さまざまな人々が、ともに考え、実践する姿をあらわしています。

「暮らしや生きがいを育み」

生活環境や一人ひとりの生きがいなどが形成・充実する様子をあらわしています。

「わかちあうまち」

環境や生きがいが育まれるなかで、思いやりや助けあいなど、地域における絆・つながりを重視する姿をあらわしています。

2. 将来像を取り巻く考え方

男女共同参画を考える上では、わが国全般や国際的な潮流を踏まえつつ、本町としての方向性を定めていく必要があります。

ここでは、計画における基本理念として、男女共同参画社会の実現をめざし、「日本国憲法」における個人の尊重と法の下での平等、「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、「男女共同参画社会基本法」に根ざした施策を展開するための考え方を次のように位置づけます。

川越町における男女共同参画推進の考え方の流れ

川越町における男女共同参画の将来像

ともに暮らしや生きがいを育み わかちあうまち

川越町における男女共同参画社会の基本理念

あらゆる人権を尊重するなかで、男女がいきいきと共生する社会づくり
家庭・職場・地域などにおいて、男女が共同して参画できる社会づくり
男女の共同参画を通じ、健やかで生きがいのある暮らしができる社会づくり

男女共同参画社会の基本理念

(わが国や時代背景・国際的な潮流を踏まえ・・・)

男女の人権の尊重
社会における制度または慣行についての配慮
家庭生活における活動と他の活動の両立
政策等の立案及び決定への共同参画
国際的協調

第2章 計画の基本目標

男女共同参画推進計画では、将来像や基本理念といった「考え方・ビジョン」を踏まえ、具体的な施策の柱となる「基本目標」を定めます。計画の骨格となる考え方や、めざすべき将来像などのビジョンをどのように達成するか、その方策となる具体的施策への橋渡しとなる部分です。

こうしたことから、ここでは、将来像や基本理念を踏まえ、男女共同参画の取り組みによって実現すべき目標について、次の4点を掲げます。

将来像： とともに暮らしや生きがいを育み わかちあうまち

目標1．男女共同参画のこころを育もう！
～ 意識の啓発と機運の醸成

目標2．男女共同参画の舞台を増やそう！
～ 家庭、職場、学校、地域社会など、参画の機会づくり

目標3．男女共同参画の健やかな環境を培おう！
～ 健康と自立の環境づくり

目標4．男女共同参画をみんなで進めよう！
～ しくみや体制づくり

なお、各目標については、次のようになっています。

目標 1 . 男女共同参画のこころを育もう！

～ 意識の啓発と機運の醸成

男女共同参画というテーマは、住民一人ひとりの心に根ざすものであり、意識啓発など目に見えにくい取り組みがとても大切になるものです。

この目標は、男女共同参画を進めるにあたっての出発点ともいうべき、こうした心づくりを捉え、理解・尊重しあう風土づくりをめざします。

目標 2 . 男女共同参画の舞台を増やそう！

～ 家庭、職場、学校、地域社会など、参画の機会づくり

男女共同参画を具体的に進めていくためには、実際に参画する場、機会の充実を考え、実践していくことが求められます。

この目標は、家庭や職場、学校、地域社会など、生活を取り巻くさまざまな場において、男女がともに参画する機会の充実をめざします。

目標 3 . 男女共同参画の健やかな環境を培おう！

～ 健康と自立の環境づくり

男女共同参画を考える上では、男女がはじめから持っている違いを踏まえ、互いに配慮・尊重していくことが大切です。

この目標は、基本的な性の違い等を認識した上で、男女がともに参画するために不可欠な、健康や安心・安全の確保などをめざします。

目標 4 . 男女共同参画をみんなで進めよう！

～ しゅみや体制づくり

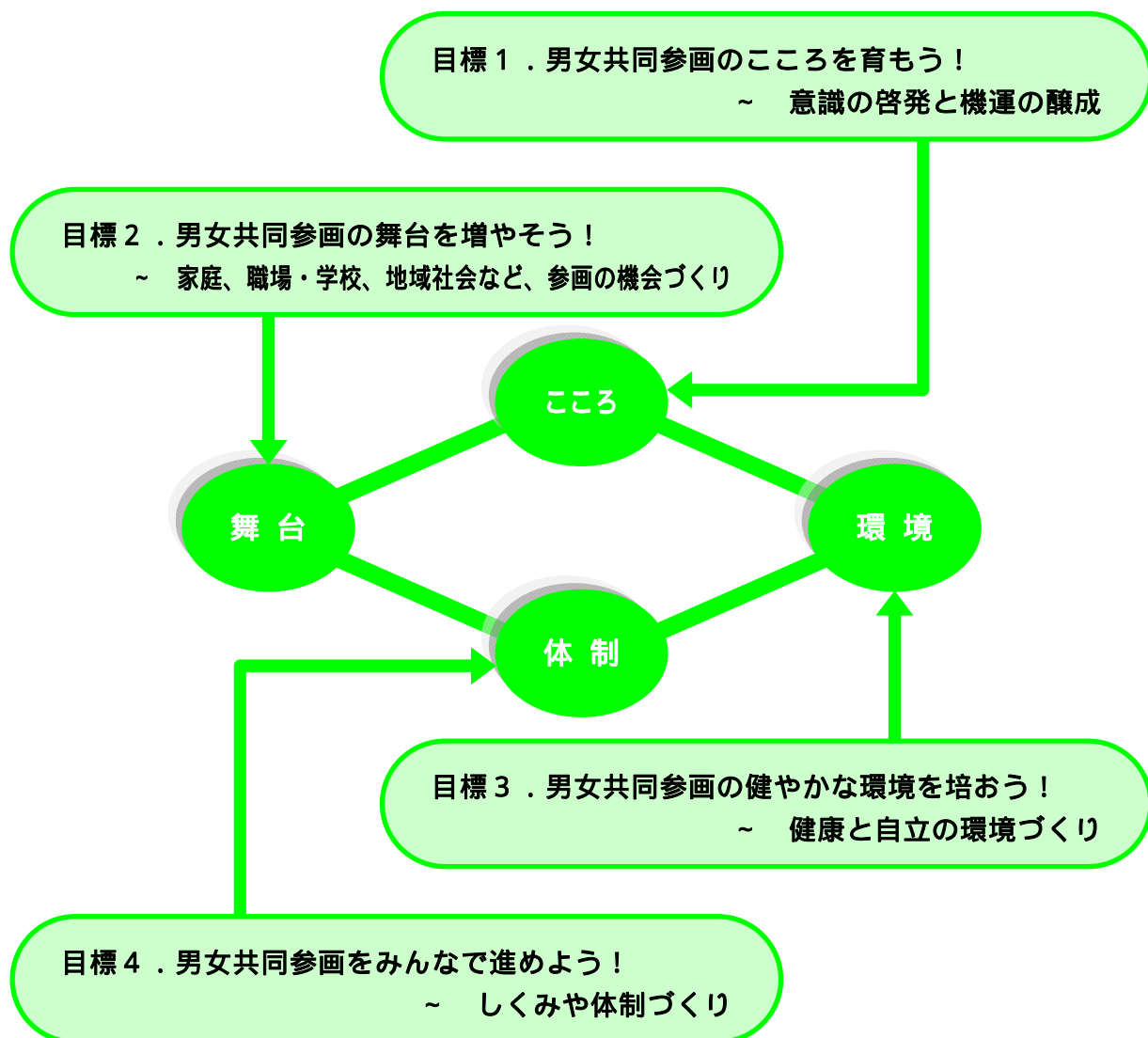
男女共同参画の取り組みをスムーズかつ幅広く進めていくためには、その体制やしゅみについて考えていくことも大切です。

この目標は、本計画に位置づけた取り組みを効果的に進めるための組織体制や人材育成、連携のしゅみなどについての充実をめざします。

第3章 基本目標の実現に向けた方針

将来像の達成をめざし、基本理念に根ざした取り組みを進めるなかで、4つの基本目標の実現に向けた方向性について、次ページ以降のとおり定めます。

「こころ」「舞台」「環境」「体制」～4つの視点で進める、川越町の男女共同参画



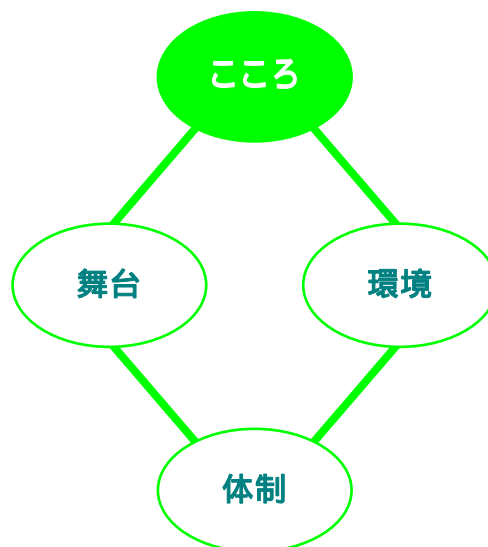
目標 1 . 男女共同参画のこころを育もう！

～ 意識の啓発と機運の醸成

男女共同参画社会づくりを進めるにあたっては、一人ひとりの気持ちやこころの問題として捉え、訴えかけることによって、さまざまな情報を共有し、取り組みを実践する機運づくりを行うことがまず大切です。

そのため、広報紙やホームページなど、さまざまな情報提供機会も踏まえつつ、男女共同参画についての広報・周知についても検討します。

また、学校・地域・家庭で男女平等や自立・共同参画意識を育むための学習機会を充実し、男女共同参画を妨げるような問題がないか、住民の考えや情報収集に努めるなど、幅広い、男女共同参画意識の醸成をめざしていくことが求められます。



目標2 . 男女共同参画の舞台を増やそう！

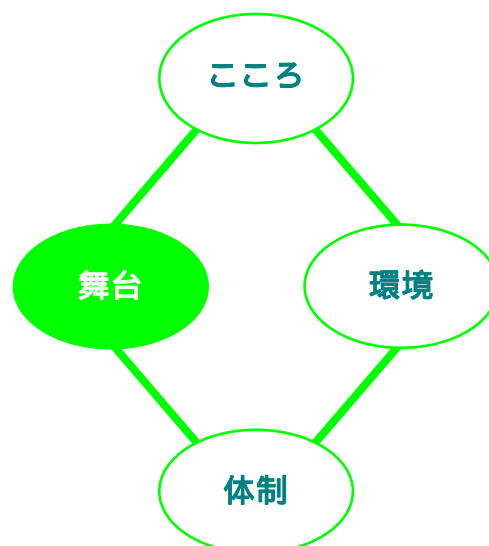
～ 家庭、職場・学校、地域社会など、参画の機会づくり

男女共同参画を具体的に進めていくためには、参画する場、機会をどのように捉え、どう充実していくかを考えることが重要です。

均等な雇用機会や、職場における女性の積極的な登用など、事業所等において男女がともに能力を発揮できる場づくりが求められます。

また、子育て支援など、女性の社会参画を進めるための側面的な支援や、仕事と家庭の両立を男女がともに行いやすくなるような環境づくりも必要です。

さらに、男性に対する家庭生活や地域活動への参画促進策についても取り組み、男女それぞれに対して開かれた地域社会づくり、より多くの人々が参画できる社会づくりを進めていく必要があります。



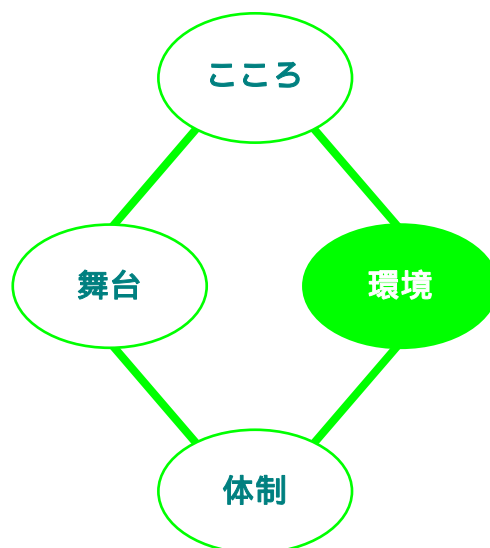
目標3．男女共同参画の健やかな環境を培おう！

～ 健康と自立の環境づくり

男女共同参画を考える上では、男女がはじめから持っている違いを踏まえ、尊重していくこともまた大切です。

基本的な性の違い、しくみ等を認識した上で、男女の違いに応じた学習機会づくりや相談の場づくりが求められます。また、妊娠・出産など、女性のライフステージ*に対応した健康づくりを支援していくことも必要です。さらに、ひとり親家庭への支援など、男女に関わらず、自立して生活していくための支援も求められます。

セクシュアルハラスメント*やDV（ドメスティックバイオレンス）*など、言葉も含めた暴力を防ぎ、男女がともに安心・安全に暮らすことのできる環境づくりを行うため、意識啓発や、相談体制の確保なども必要です。



* ライフステージ ： 人の一生や家族におけるさまざまな時期・段階。

* セクシュアルハラスメント ： 性的いやがらせ。セクハラ。

* DV（ドメスティックバイオレンス） ： 家庭・家族内での暴力

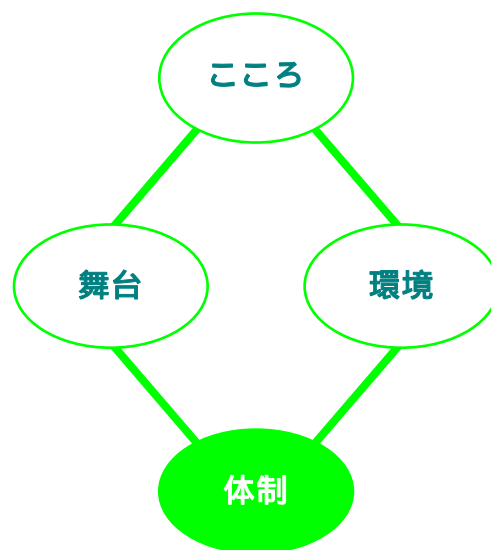
目標4．男女共同参画をみんなで進めよう！

～ しゅくみや体制づくり

男女共同参画の取り組みをスムーズに進め、全町的なものとして幅広く進めていくためには、その体制やしゅくみについて考えていくことも非常に大切です。

本計画に位置づけた取り組みを効果的に進めるため、組織体制や人材育成、連携のしゅくみなどについて、充実していく必要があります。

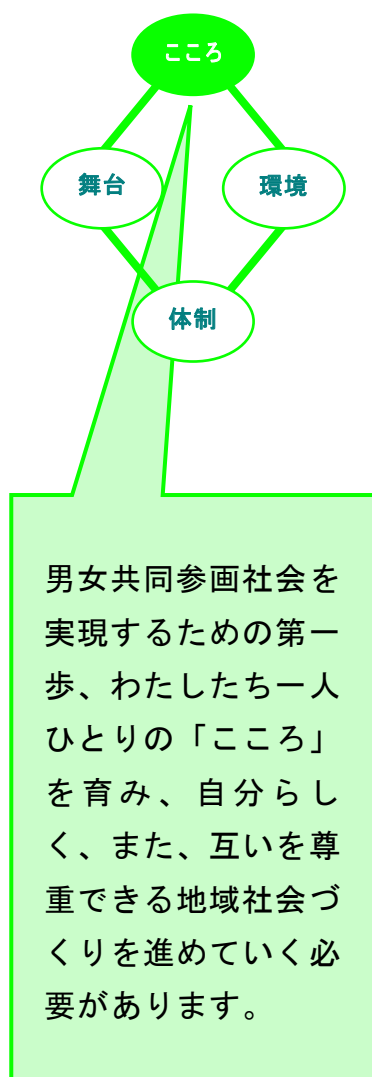
また、町男女共同参画条例等、制度としての男女共同参画社会づくりを明確に位置づけ、住民や行政の連携・協力等、推進組織づくりや、それらの運営充実等、男女共同参画社会づくりをより多くの住民の参画により進めていく体制づくりをめざします。



目標の実現化方策（施策）

第1章 男女共同参画のこころを育もう！

【現状と課題】



男女共同参画社会とは、一人ひとりの考え方、意識の高まりなどが大きく影響するものであり、より多くの住民が関心を持ち、知ることが、その社会実現に向けての第一歩となるものです。

本町では、男女共同参画の推進に関する取り組みとして、毎年開催されている日本女性会議に参加し、住民意識の高揚に努めています。

また、生涯学習関連の取り組みとして、講師を迎えての男女共同参画講演会を毎年実施するなど、身近な問題・テーマとして、男女共同参画について捉えることができるよう、支援を行っています。

三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」においても、県における男女共同参画の拠点として、関連情報の提供等が行われています。

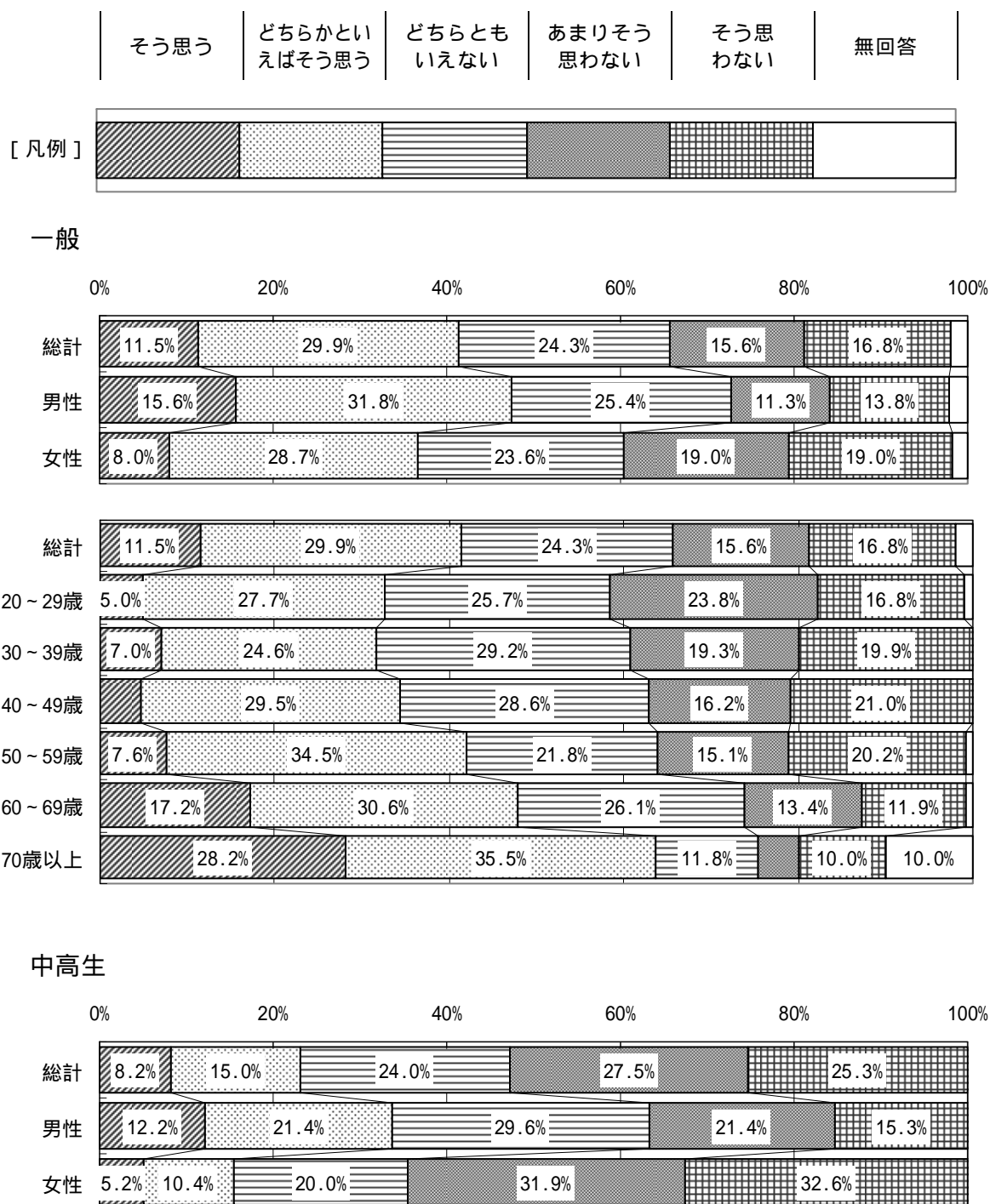
さらに、学校教育、青少年教育など、若年層に向けても、人権学習などと連携しつつ、男女共同参画についての学びの機会が設けられています。

アンケート調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対し、男性の方が女性に比べやや肯定的な人が多くなっています。同様に、年齢層が上がるにつれ、肯定的な人が多くなる傾向も見られます。

今後は、男女共同参画について関心を持ち、知る機会を充実するとともに、世代を通じた理解を深め、男女共同参画をともに考える輪を広げていく必要があります。

【男女の役割・考え方について ～ アンケート調査結果から】

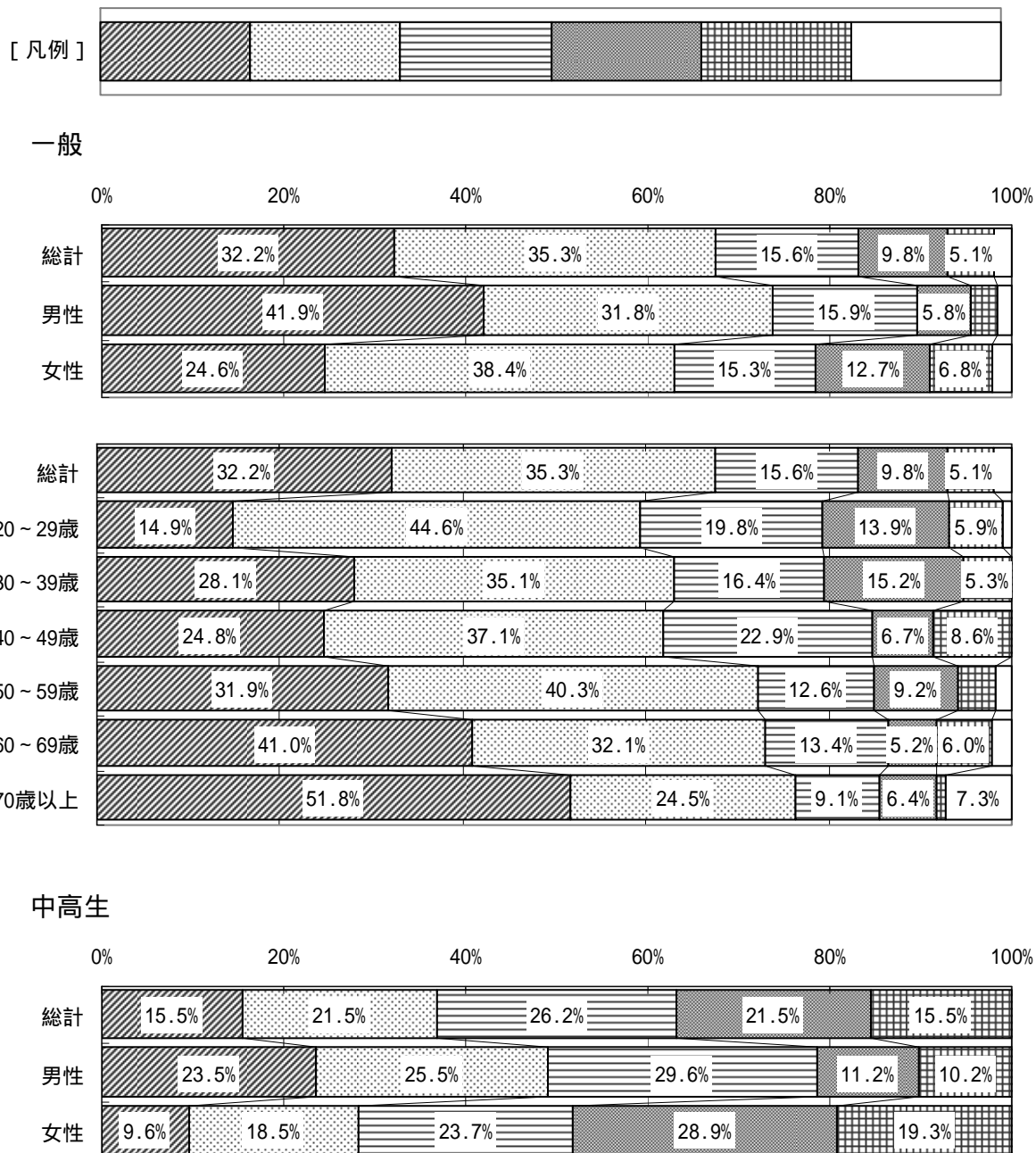
< 「男は仕事、女は家庭を中心がよい」という考え方をどう思いますか? >



(5%未満の数値は非表示)

< 「男は男らしく、女は女らしくしつけを」という考え方をどう思いますか? >

そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない	無回答
------	--------------	-----------	-----------	--------	-----



(5%未満の数値は非表示)

【施策の体系】

施策	事業等の内容
男女共同参画に関わる広報啓発	男女共同参画推進計画パンフレットの作成・配布
	ホームページやケーブルテレビによる情報提供
人権全般に関する広報啓発	広報紙の活用
	啓発活動の推進
男女共同参画に関する学習機会の充実	学校における学習機会づくり
	公民館等社会教育としての学習機会づくり
	家庭教育における学習機会づくり
	職場における学習機会づくりの促進
青少年の学習支援	青少年の健全育成や自立支援
相談機能の確保	人権に関する相談への対応
	県関連部門との連携

【施策の概要】

男女共同参画に関わる広報啓発

男女共同参画について身近に感じ、ともに考え、取り組んでいくための機運づくりに向けた第一歩として、広報活動による意識啓発を進めます。

男女共同参画推進計画パンフレットの作成・配布

本計画である、男女共同参画推進計画について、めざす方向や取り組みなどを略述した概要パンフレットの作成・配布を通じ、男女共同参画を身近に感じ、考える機会づくりを行います。

ホームページやケーブルテレビによる情報提供

町インターネットホームページやケーブルテレビなどの情報網を活用し、男女共同参画に関する広報活動を実施します。

人権全般に関する広報啓発

男女の平等や、ともに参画するなど、男女共同参画がめざす方向や趣旨を踏まえ、広く人権問題の視点からも、広報活動に取り組んでいきます。

広報紙の活用

人権週間等、人権問題を考える機会について、広報紙の活用等による啓発に努めます。

啓発活動の推進

職員向けの研修等を通じ、日頃から人権を意識した取り組みが進められるよう、啓発活動を推進します。

男女共同参画に関する学習機会の充実

男女共同参画とは何か、なぜ必要なのか、めざすべき方向とは、など、広く住民が男女共同参画に関心を持ち、身近な問題として捉えることができるよう、学びの機会の充実に取り組んでいきます。

学校における学習機会づくり

学校教育における道徳等人権学習、総合的な学習の時間などの一環として、男女の平等や社会参画に関する学習機会を確保していきます。

公民館等社会教育としての学習機会づくり

学校教育とともに、生涯学習の中核を担う社会教育においても、講座等の機会における、男女共同参画に関する学習機会の充実に努めます。

家庭教育における学習機会づくり

家庭教育学級における、男女共同参画の視点による学習機会の充実等に努めます。

職場における学習機会づくりの促進

町内の企業・事業者等に対し、男女共同参画推進計画の概要等に関する情報提供を行い、職場における意識啓発を促進していきます。

青少年の学習支援

学校教育ばかりでなく、若年世代から男女共同参画に対する関心や知識を高めていくために、青少年を対象とした学習・意識啓発の場の充実に取り組んでいきます。

青少年の健全育成や自立支援

青少年の健全育成に向けた取り組みの一環として、男女共同参画の視点を積極的に取り入れ、若年世代からの意識啓発を促進します。

相談機能の確保

男女共同参画に関するさまざまな現状、疑問、問題などについて、住民が気軽に尋ねたり、問題解決にあたるきっかけの場として、相談機能の確保を図ります。

人権に関する相談への対応

住民の多様な相談ニーズへの対応の一環として、人権に関する相談や就労、子育て、介護など、男女共同参画に関わるさまざまな相談に対応していきます。

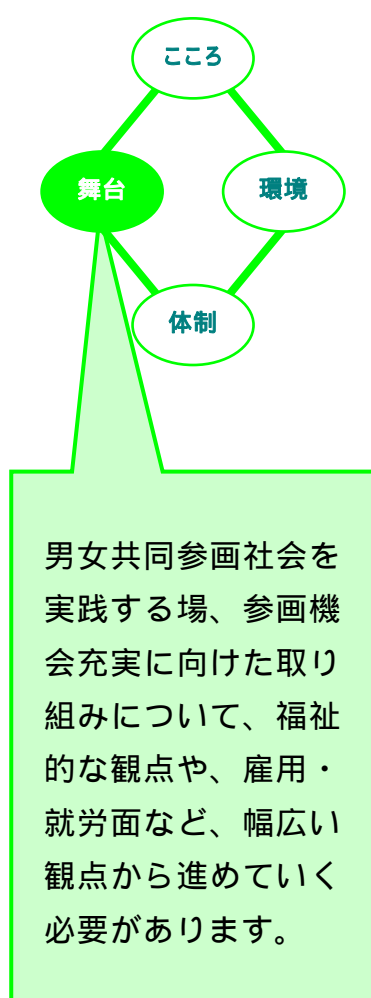
県関連部門との連携

相談対応や情報提供、関連施設拠点の活用など、男女共同参画を促進するため、県関連部門との連携充実に努め、相談等に対する的確な対応が図れるよう、環境づくりに努めます。

第2章 男女共同参画の舞台を増やそう！

～ 家庭、職場・学校、地域社会など、参画の機会づくり

【現状と課題】



家庭生活や、職場、学校、地域社会など、さまざまな場面で、男女がともに参画する機会があります。

家庭生活においては、家事全般をはじめ、子育て、介護など、家族が協力しあいながら取り組んでいく場面が見られます。

また、職場や学校など活動の場においても、男女を問わず参画機会があり、地域における活動など、社会参画の場はわたしたちの身近にたくさん広がっています。

アンケート調査では、家事等の望ましい分担関係について、炊事・掃除・洗濯等では主に女性が担うのが望ましいとの意見がやや多いものの、子どもの教育・しつけ、介護、地域活動といった点では、男女が同程度分担すべきという意見が圧倒的に多くなっています。また一方では、仕事と家庭・地域の関係について、両者を両立するよりも、仕事を優先との意見がやや上回るなどの傾向も見られます。

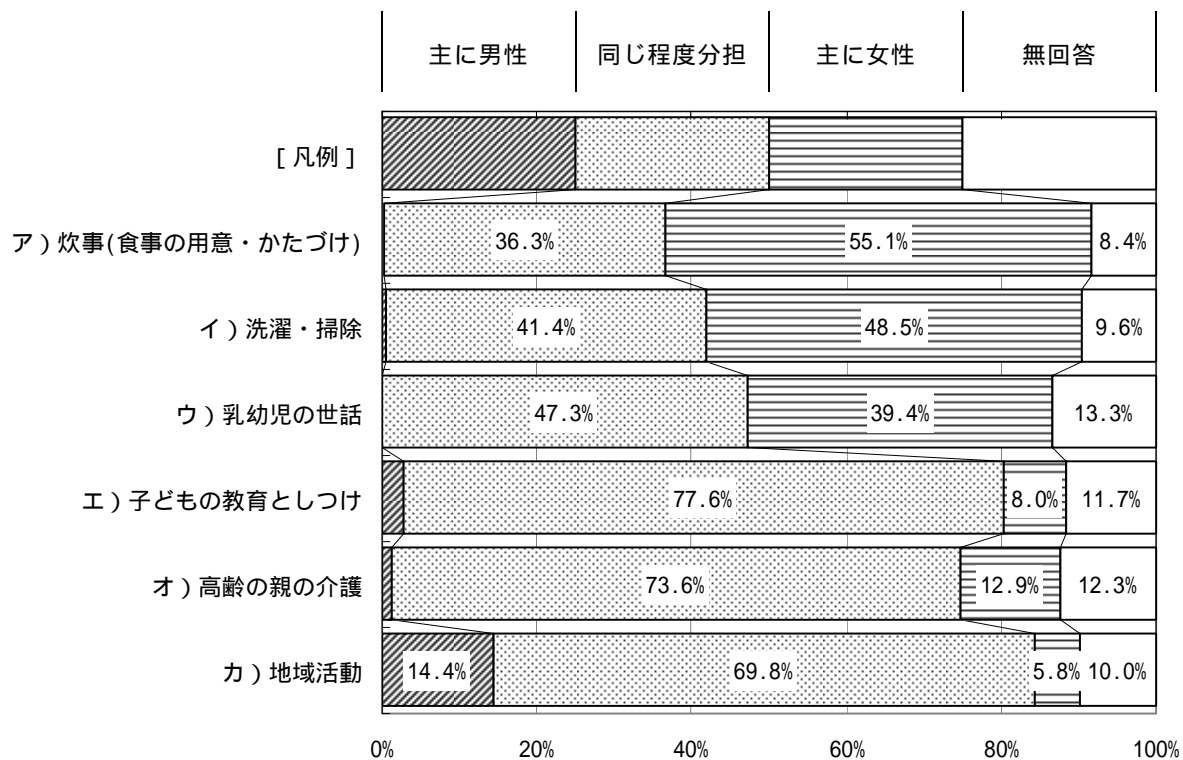
今後は、こうした参画機会に対し、男女の違いなく、また、互いに協力・尊重しあいながら、より参画しやすくなるよう、充実に努める必要があります。

そのためには、子育てや介護など、福祉の面での支援体制充実のほか、企業・事業者等、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をどのように取るかなど、幅広い視点での取り組みも求められます。

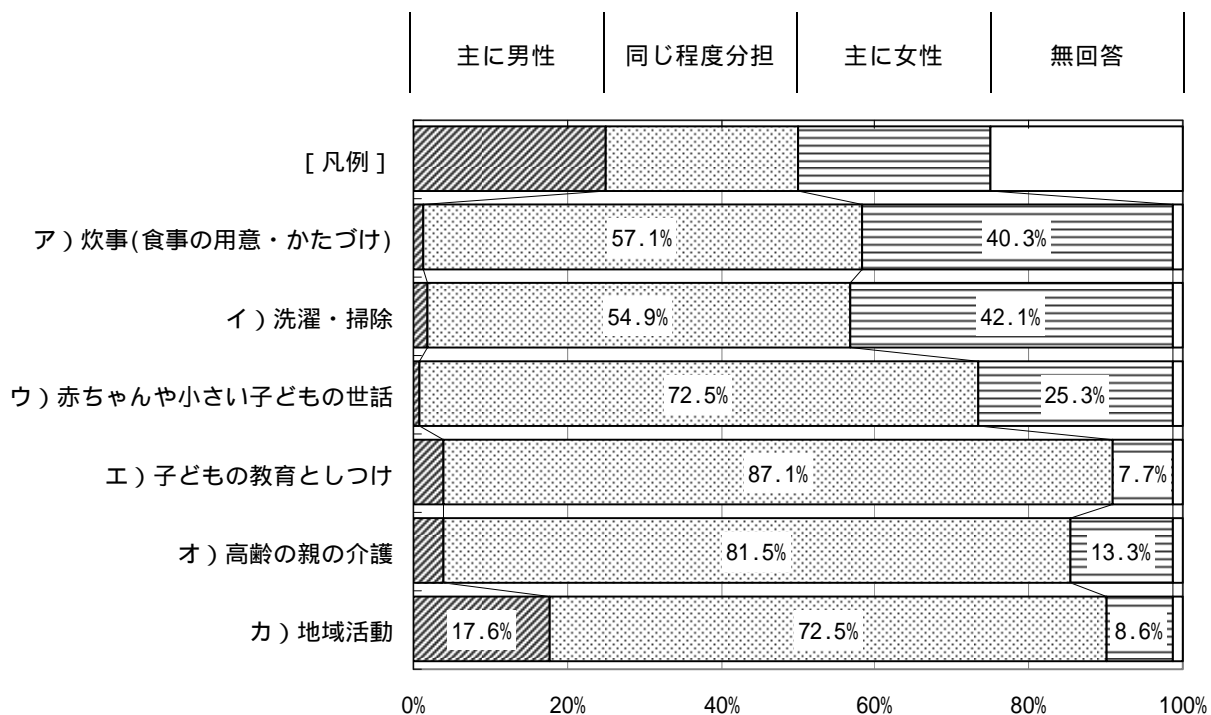
【家事等の分担・望ましい姿について ～ アンケート調査結果から】

<次に挙げる家事等について、男女はどう分担すべきと思いますか？>

一般

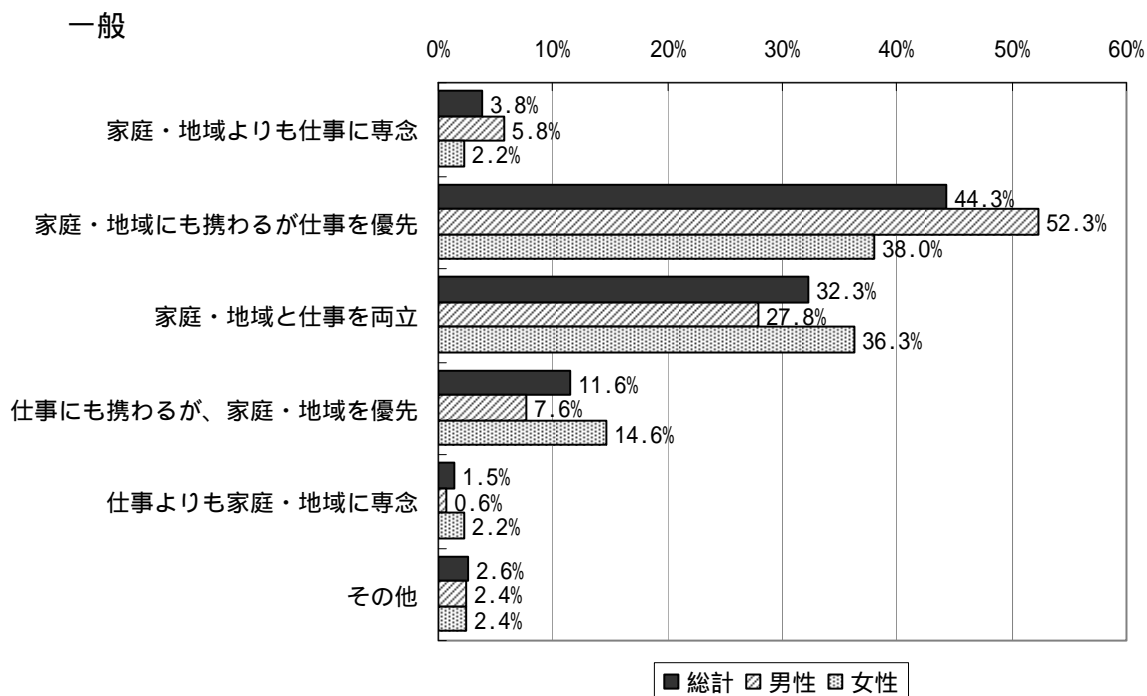


中高生



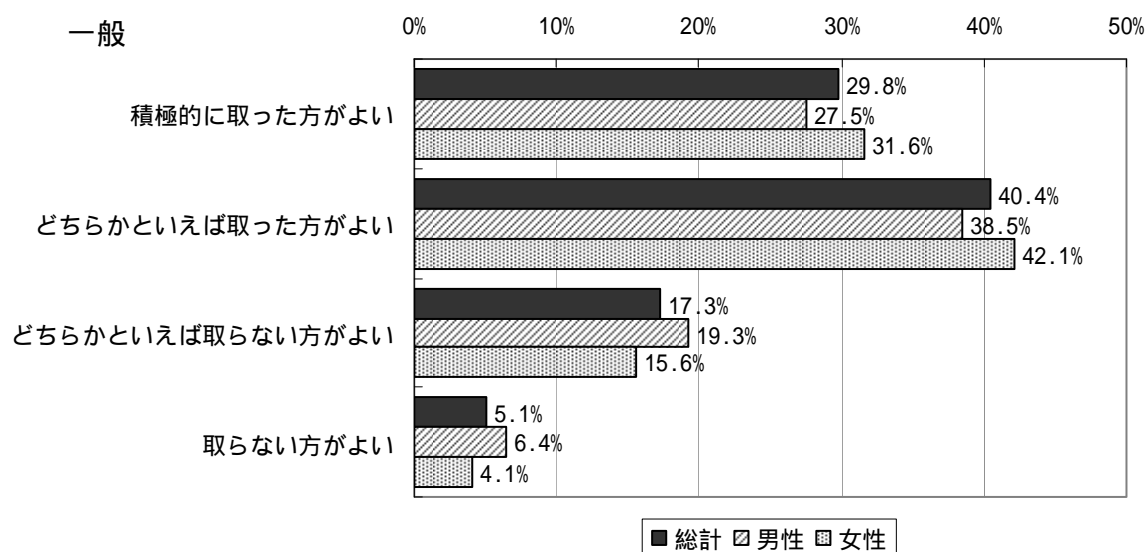
【仕事と家庭・地域の関係について ～ アンケート調査結果から】

< 仕事と家庭生活や地域活動の関係をどのように考えますか？ >



【育児休業の取得について ～ アンケート調査結果から】

< 育児休業制度の取得について、どう考えますか？ >



【施策の体系】

施策	事業等の内容
雇用・就労環境	企業・事業者への啓発
	学習機会づくり
子育ての支援	保育事業の充実
	出産・子育て等に関する支援
介護や自立等に向けた支援	高齢者の介護支援
	障害者の自立支援
	地域の支えあい促進
ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭に対する自立支援
	公営住宅等の入居支援
対話の充実	男女共同参画をスムーズに進める対話の機会づくり
	ふれあい・交流機会づくり
住民活動の支援	男女共同参画の視点に立った研修の支援、活動への女性参加促進
	多様な地域活動の展開
まちづくりへの男女共同参画支援	住民活動への女性の参加促進
	審議会・委員会等への女性の積極的な登用

雇用・就労環境

仕事と家庭生活のバランスなど、雇用就労環境のあり方について、企業や事業者等に対するPRや情報提供などにより、雇用環境の充実にに向けた取り組みを県と連携し、促進していきます。

企業・事業者への啓発

企業や事業者等に対し、男女共同参画の全町的な取り組みを紹介、発信するとともに、女性や若年層など、幅広い層の雇用促進に向けた取り組みについて働きかけていきます。

また、こうした取り組みにより関心を喚起しつつ、需要に応じ研修等の斡旋・紹介などにも取り組んでいきます。

学習機会づくり

安定した雇用が図られるよう、就職や再就職、資格や能力を身につけるなど、知識や技術習得等に関する学習機会の確保促進に努めます。

子育ての支援

男女共同参画社会の実現に向けた一つの機会として、子育て環境の充実に取り組みます。妊娠、子育て時期全般に渡る、保健・福祉等の面からの支援に努めます。

保育事業の充実

保育所における一時保育や延長保育、放課後などに留守家庭となる小学生を対象とした学童保育事業など、多様化する保育ニーズに対応するため、保育事業の充実に努めます。また、子育てを行っている方の就労や社会参画を支援するための一環として、子どもを預かることにより、子育てを支援していきます。

出産・子育て等に関する支援

妊婦教室「マタニティの会」や、子育て講演会の実施などを通じ、男女を問わず出産や子育てに対する関心や知識を高めていけるよう、促進に努めます。

また、住民による自主的な活動である子育てサークルの活動を促進し、子育てのしやすい環境づくりに努めます。

介護や自立等に向けた支援

介護等が必要な高齢者、障害者に対しては、各種介護サービス等を利用することにより、家族の負担を軽減していくことが必要です。関連法制度や計画などに基づき、男女共同参画の基本的な単位の一つである家族・家庭がいきいき、はつらつと暮らすことのできる環境づくりに取り組んでいきます。

高齢者の介護支援

介護が必要な者への支援及び介護する家族の負担を軽減するため、サービス利用に係る介護保険給付を行います。

障害者の自立支援

障害者の自立した生活及び介護する家族の負担等の軽減を図るため、各種障害福祉サービスを提供していきます。

地域の支えあい促進

地域福祉の視点から、支えあい、助けあいの心を醸成し、男女共同参画にもつなげる機運づくりを行います。

ひとり親家庭等への支援

経済面や生活面などで厳しい状況に置かれがちなひとり親家庭や生活保護世帯に対しては、医療や住居などの面での支援を通じ、男女共同参画へとつなげる環境づくりに取り組んでいきます。

ひとり親家庭に対する自立支援

一人親家庭児童高等学校等通学費援護金支給事業として、ひとり親家庭で高等学校等に通学する児童の通学費の一部を助成することにより、向学心を図るとともに、保護者の自立を支援します。

また、一人親医療費助成事業として、ひとり親家庭に対して病院にかかった医療費を助成することにより、健康の増進と自立した生活が営むことができるよう支援します。

公営住宅等の入居支援

低所得者等に対し、県営住宅への入居案内を行い、生活の安定を通じた男女共同参画の促進を図ります。

対話の充実

男女共同参画をともに考え、輪を広げていくために、対話の充実に取り組みます。

男女共同参画をスムーズに進める対話の機会づくり

男女共同参画に関する情報や、アンケートによる意識調査など、さまざまな取り組みの経過や結果をきめ細かく提供することにより、男女共同参画がより一層身近な話題となるような環境づくりに努めます。

ふれあい・交流機会づくり

人権全般等の関連行事を通じ、情報提供ばかりでなく、住民どうしの意見交換や協働などによる男女共同参画を促進する機会づくりの充実に努めます。

住民活動の支援

コミュニティにおける、地域に根ざした活動への幅広い参画を促進することにより、男女共同参画機会の充実へとつなげていきます。

住民活動への女性の参加促進

住民活動等について、女性も含めた家庭全般への周知を促進したり、参加を促すなど、幅広い興味や関心を高めたものとなるよう、配慮します。

多様な地域活動の展開

男女の協働による住民活動など、幅広い地域活動の展開に努めます。

まちづくりへの男女共同参画支援

まちづくりを進める過程におけるさまざまな場面において、男女に関わらず、住民参画機会の充実に取り組みます。

住民参画機会への女性の参加促進

まちづくりや地域活動など、住民参画機会への女性の参加を促進します。

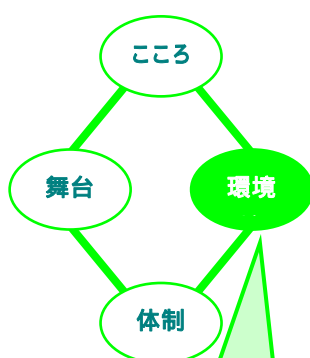
審議会・委員会等への女性の積極的な登用

審議会や委員会等、政策決定過程の住民参画機会における女性の積極的な登用に努めます。

第3章 男女共同参画の健やかな環境を培おう！

～ 健康と自立の環境づくり

【現状と課題】



共同参画を支援するために、男女の違いや社会的な弱い立場など、実情を踏まえた上で、心身の健康や自立など、適切な支援に努める必要があります。

男女共同参画社会の実現に向けては、もともと男女が持っている違いを認識した上で取り組んでいくことも重要なテーマです。

また、安全・安心に暮らすことや、社会的に弱い立場の人を尊重することも、男女共同参画社会づくりの背景として必要な要素となっています。

本町では、各種の保健活動等を通じ、男女それぞれの健康づくりを支援しています。また、暴力等の犯罪から身を守るための警察との連携や、さまざまな相談窓口設置を通じ、広く住民の安全・安心確保へと取り組んでいるところです。

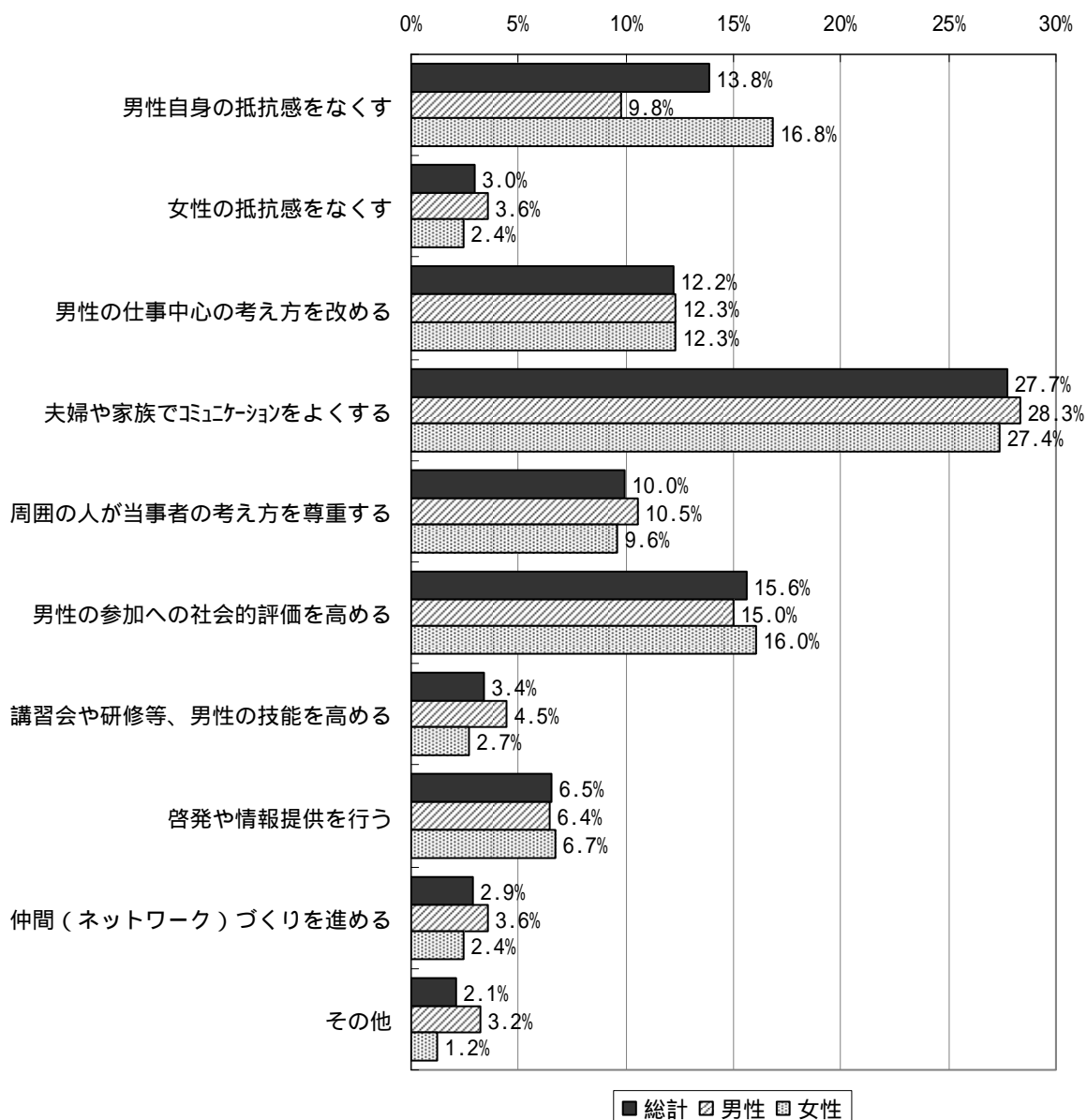
アンケート調査では、男性の家事等への参画に必要なこととして、夫婦や家族間でのやりとりを充実することや、男性の参加への社会的評価を高めることなどが多く挙がっています。また、女性の仕事や結婚についての理想像としては、出産で仕事を辞め、いずれ再び仕事へ就くという意見が多く挙がるなど、男女の置かれた状況を踏まえた回答が多く見られています。

今後は、こうした男女の違い等を踏まえつつ、共同参画にあたっての基盤となる、住民一人ひとりの健康や、安全・安心の確保充実にも取り組んでいく必要があります。

【男性の共同参画に向け必要なことについて ~ アンケート調査結果から】

< 男性が家事、子育て等に積極的に参加するためには何が必要ですか？ >

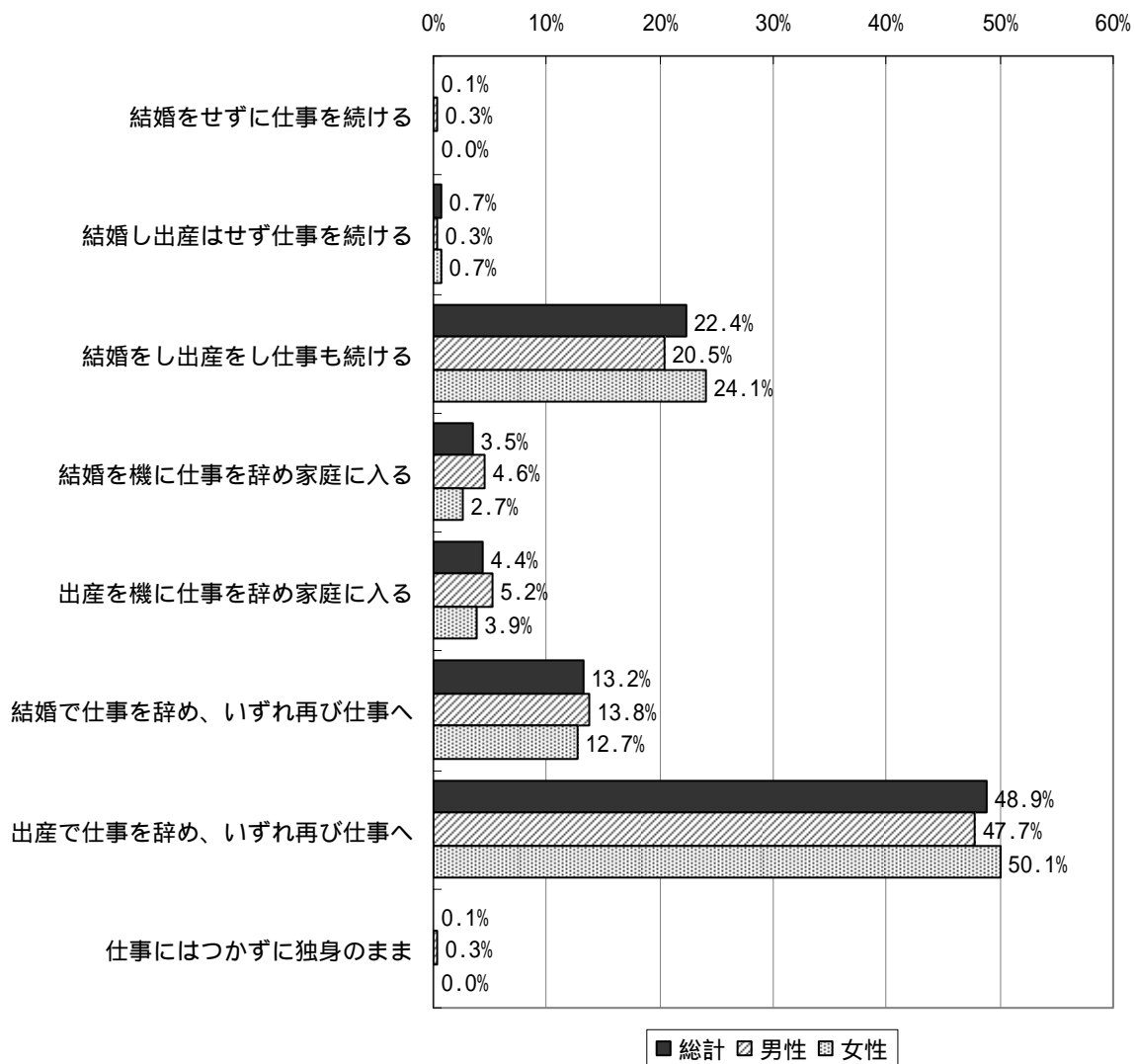
一般



【女性の仕事や結婚について ～ アンケート調査結果から】

< 女性の仕事や結婚についての理想像をどう考えますか？ >

一般



【施策の体系】

施 策	事業等の内容
性の理解と尊重	思春期の適切な保健指導や啓発活動
	適切な性教育の推進
	エイズや性感染症に関する正しい知識の普及
ライフステージに応じた健康づくり支援	母子保健事業の推進
	健康づくりの推進
弱者の保護や相談の充実	セクシュアルハラスメントやDV（ドメスティックバイオレンス）に関する相談等、県との連携による対応の充実
	児童虐待等に対する対応の充実
	こころやからだへの暴力防止啓発活動等の充実
	誰もが安心・安全に暮らすことのできるまちづくり

性の理解と尊重

元来、男女が有している違いや、性に関する現状等について、正しい理解や相互の尊重を促進するよう、情報提供等の機会充実に取り組みます。

思春期の適切な保健指導や啓発活動

学校教育や保健活動などにより、思春期における保健指導や啓発活動等、性に関する理解促進に努めます。

適切な性教育の推進

男女が互いに理解・尊重するための機会として、学校教育等における適切な性教育を推進します。

エイズや性感染症に関する正しい知識の普及

保健活動を通じ、エイズや性感染症に関する正しい知識の普及を図ります。

ライフステージに応じた健康づくり支援

妊娠・出産や、男女のライフステージに応じた健康づくりの支援を行うことにより、男女がともに参画しやすい環境づくりに取り組んでいきます。また、健康づくりを促進することによって、誰もが生涯を通じていきいき、はつらつと暮らすことのできる、男女共同参画社会の実現をめざします。

母子保健事業の推進

妊娠・出産から子育て期まで、健康で安心して過ごせるよう、母子保健事業を推進し、健康でいきいきとした家庭づくりを支援します。

健康づくりの推進

さまざまな住民の健康づくり活動促進、各種検診等の充実などにより、一人ひとりの社会参画の基盤となる健康の維持・増進へとつなげていきます。

弱者の保護や相談の充実

誰もが自分らしく、社会に参画しやすい環境づくりに向けて、心や体の両面で弱い立場に置かれがちな人に対する支援に努めます。

セクシュアルハラスメントやDV（ドメスティックバイオレンス）に関する相談等、県との連携による対応の充実

セクシュアルハラスメントやDV（ドメスティックバイオレンス）等、日常生活における問題を有する方について、相談窓口としての機能確保を行うとともに、県関係機関等との連携のもと、対応の充実に努めます。

児童虐待等に対する対応の充実

家庭における児童の虐待や、パワーハラスメント*など、人権問題全般に関わる点も踏まえ、男女共同参画を妨げるような問題への対応の充実に努めます。

こころやからだへの暴力防止啓発活動等の充実

相談等の個別対応ばかりでなく、弱い立場の人を保護し、ともに生きる社会づくりに向けた啓発活動の充実に努めます。

誰もが安心・安全に暮らすことのできるまちづくり

女性や子ども、または高齢者や障害者など、社会的に弱い立場に置かれがちな人も安心・安全に暮らすことのできるまちづくりとして、施設整備等の際には、バリアフリー*、ユニバーサルデザイン*など、安心・安全まちづくりを進めます。

* パワーハラスメント : 職場等における立場を利用した嫌がらせ。

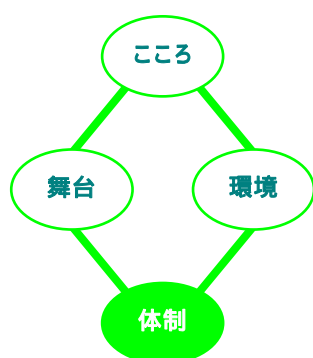
* バリアフリー : 段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害者に配慮をすること。

* ユニバーサルデザイン : 誰もが利用しやすい形で設計・デザインすること。

第4章 男女共同参画をみんなで進めよう！

～ しゅくみや体制づくり

【現状と課題】



男女共同参画がスムーズ、かつ効果的に進むよう、ルールやしゅくみづくりの面でも充実していくことが求められます。

男女共同参画社会を実現するためには、より多くの住民が関心を持ち、互いを尊重しながら自らの意志で社会参画に取り組むことが必要であり、そのためのルールやしゅくみなどについて、普段から整えておくことが求められます。

現在においても、さまざまな施策・事業を実施していますが、今後はこうした取り組みを全庁的な視点で包括的に実施しつつ、住民や県などとのネットワークの充実にも努め、より良い体制づくりへとつなげていく必要があります。

このほか、男女共同参画を地域ぐるみで進めるルールとなる、関連条例の制定についても、進めていくことが求められます。

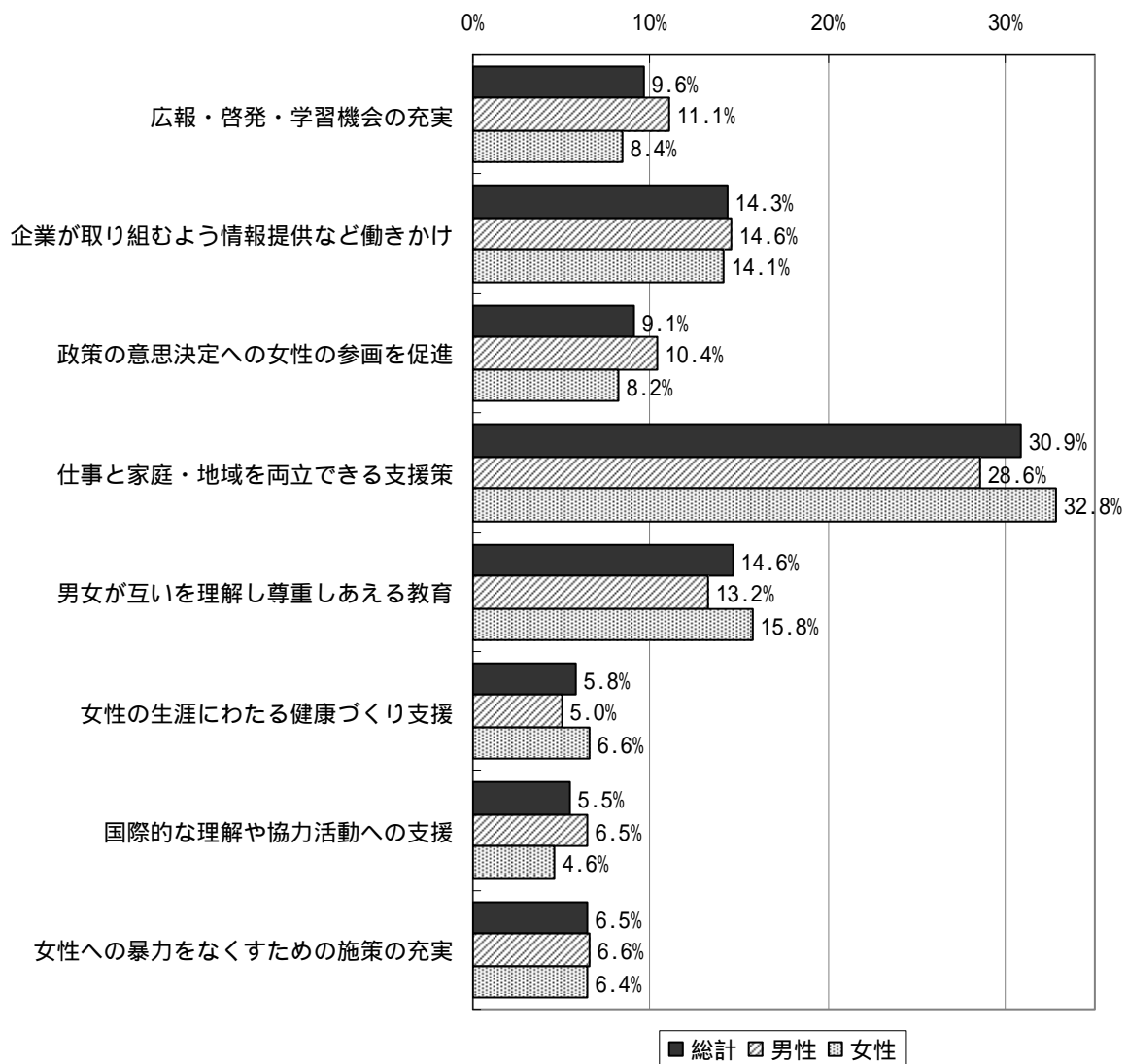
アンケート調査では、国や自治体に取り組むべき点として、仕事・家庭・地域を両立できる支援策が多く挙がっています。この傾向は、一般・中高生ともにあらわれ、男女共同参画にあたっての重要な条件として、仕事に対する関心が高まっていることがわかります。

今後はこうした傾向も踏まえ、多様な主体の参画を促しながら、男女共同参画社会の実現を効果的に進めていくことが求められます。

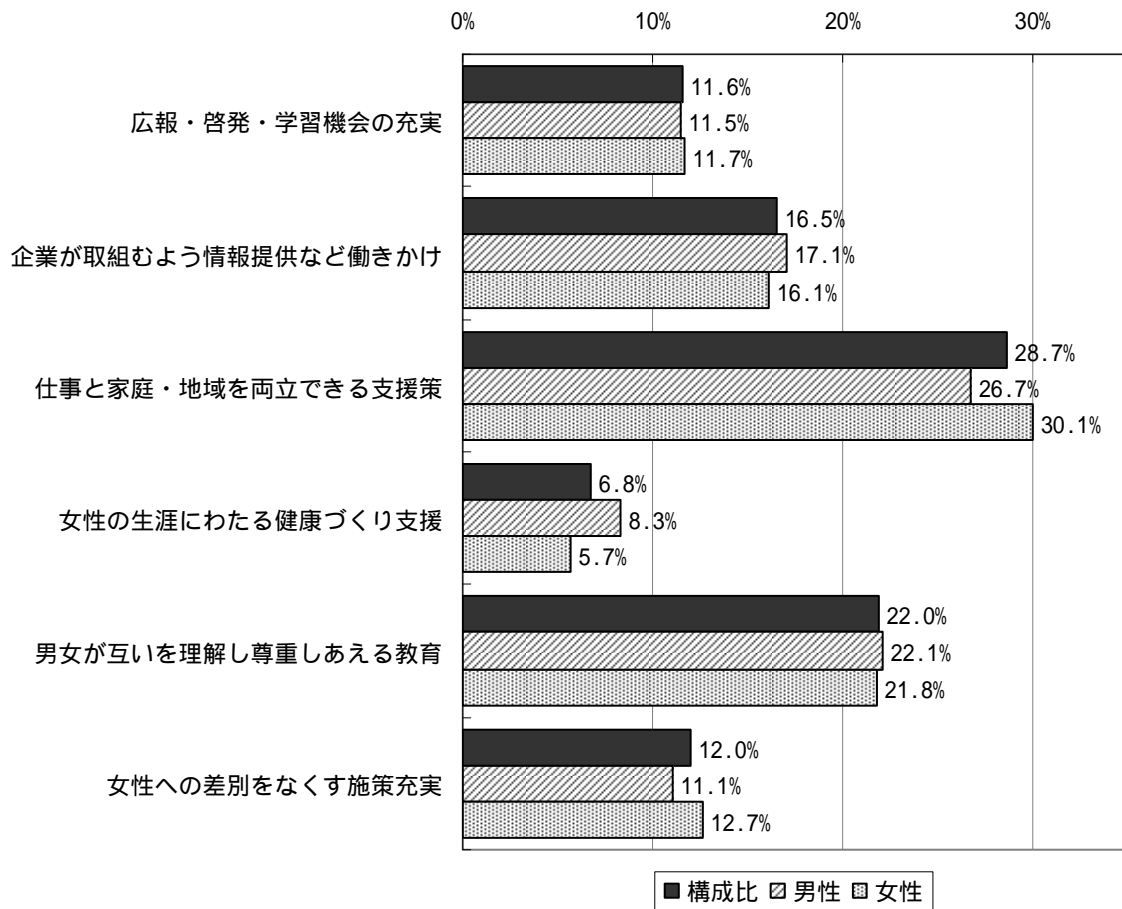
【国や自治体に取り組むべき点について ～ アンケート調査結果から】

< 男女共同参画社会の実現に向けて、どう取り組むべきだと思いますか？ >

一般



中高生



【施策の体系】

施策	事業等の内容
地域ぐるみでの協働	住民との協働
	企業・事業者との協働
	県との協働
推進体制の充実	各課の横断的な連携
	計画的な推進
男女共同参画のルールづくり	川越町男女共同参画基本条例（仮称）の制定

地域ぐるみでの協働

男女共同参画社会は、住民、企業、自治体など、多様な主体がそれぞれ関心を持ち、取り組むことによって実現するものです。こうした多様な参画を促進しつつ、相互の連携・協働など、地域ぐるみでの男女共同参画社会の実現に取り組んでいきます。

住民との協働

地域活動の関連行事の実施や学びの場づくりなどにあたっては、行政等からの一方的な取り組みとなることを避け、男女共同参画の主体とも言うべき住民の意思や意欲を尊重した、協働としての取り組みとなるよう努めます。

企業・事業者との協働

雇用・就労面等、男女共同参画社会の実現にも関連性の高い分野において、企業・事業者の関心を高め、活動を促進するため、情報提供等により、協働の取り組みとなるよう努めます。

県との協働

関連施策や拠点となる施設等、さまざまな面における県との連携充実に努めます。

推進体制の充実

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを力強く進めていくため、各課の横断的な連携や、計画的な推進に努めます。

各課の横断的な連携

幅広い分野に渡る男女共同参画行政を進めるために、庁内各課の横断的な連携に努めます。

計画的な推進

本計画に基づく施策・事業の計画的な推進に努めます。

男女共同参画のルールづくり

本町における男女共同参画社会のあり方や、その実現に向けた立場等を位置づけた、基本的なルールとなる条例づくりについて、取り組んでいきます。

川越町男女共同参画基本条例（仮称）の制定

男女共同参画社会の実現に向けた、本町の基本的なルールとなる、「川越町男女共同参画基本条例（仮称）」の制定に向けた取り組みを進めます。

IV

資料編

資料 1 住民意識調査結果の概要

第 1 章 調査の概要

1 . 調査の目的と趣旨

川越町男女共同参画推進計画の策定にあたり、男女共同参画に関する住民の考え方や日常生活における現状等についての実態を把握し、計画へと反映させることを目的として本調査を実施しました。

また、計画の対象は全町的かつ全町民に及ぶことから、調査対象を成人層のみならず、中学生・高校生の若年層にも広げ、幅広い年齢層からの意見収集に努めています。

2 . 調査の実施方法

○調査の対象

[一般] 20歳以上の川越町民1,500人

[中高生] 川越中学校の中学生・川越高等学校の高校生

○対象者の抽出方法

[一般] 無作為抽出による

[中高生] 川越中学校2年生・川越高等学校2年生

○調査方法

[一般] 各区長を通じた配布・郵送による回収

[中高生] 各学校を通じた配布・回収

○調査期間

	実施年月
調査票の配布	平成18年9月
調査票の回収	平成18年9月～11月
調査票の集計・分析	平成18年12月～平成19年2月

○回収結果

	配布票数	回収票数	有効回答票数	有効回収率
[一般]	1,500票	743票	742票	49.5%
[中高生]	—	233票	233票	—

注) [一般] では、無効票が1票あり

○その他

本文中のグラフ内数値は、構成比(%)を表しています。また、グラフによっては、レイアウト上、5%未満の少数値が非表示となっている場合があります。

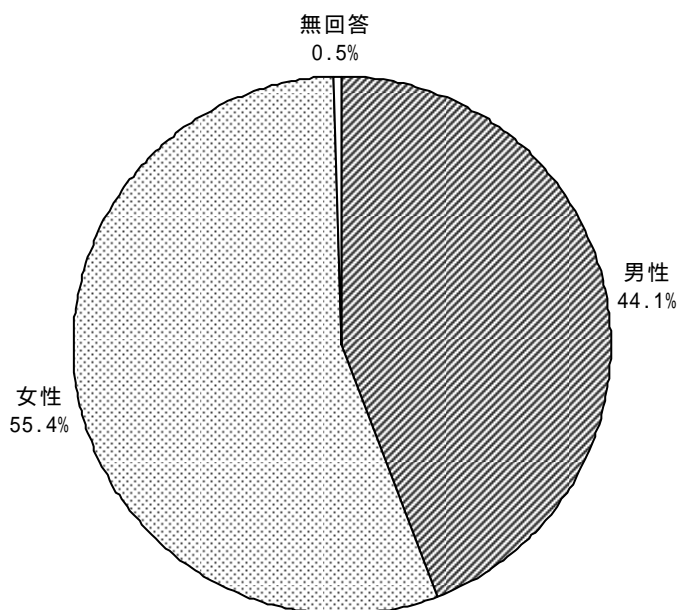
第2章 回答者の属性

1. 性別

[一般] 問1 あなたの性別をお答えください。(〇は1つ)

女性が男性をやや上回る結果
となっています。

(総数：742人)

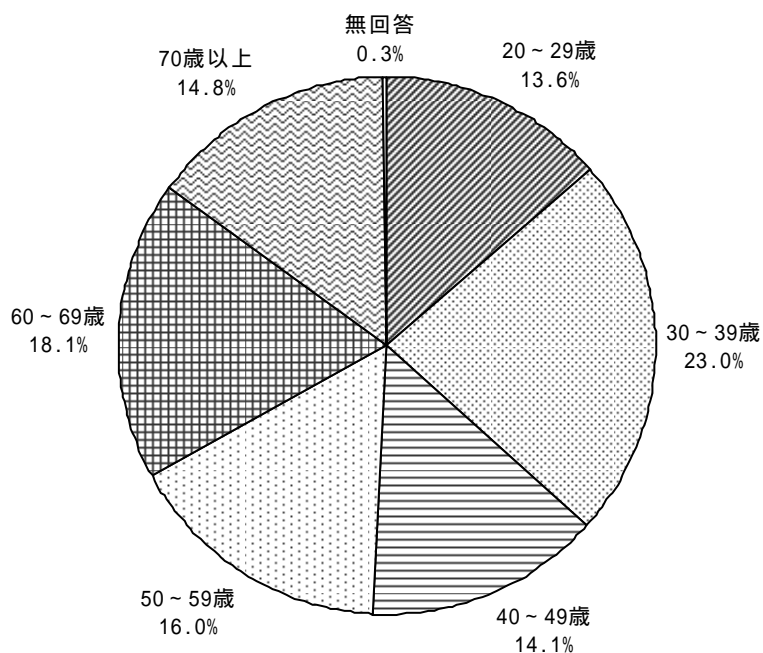


2. 年齢

[一般] 問2 あなたの年齢をお答えください。(〇は1つ)

「30～39歳」が最も多く、「60～69歳」「50～59歳」「70歳以上」「40～49歳」「20～29歳」の順で続いています。

(総数：742人)

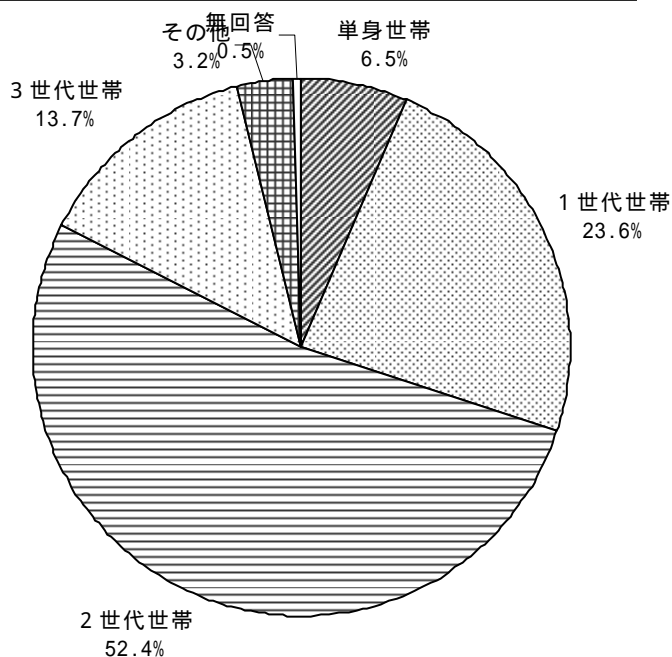


3. 世帯構成

[一般] 問3 あなたが現在同居しているご家族の構成をお答えください。(〇は1つ)

「2世代世帯」が全体の半数以上を占めています。次いで、「1世代世帯」「3世代世帯」「単身世帯」の順となっています。

(総数：742人)

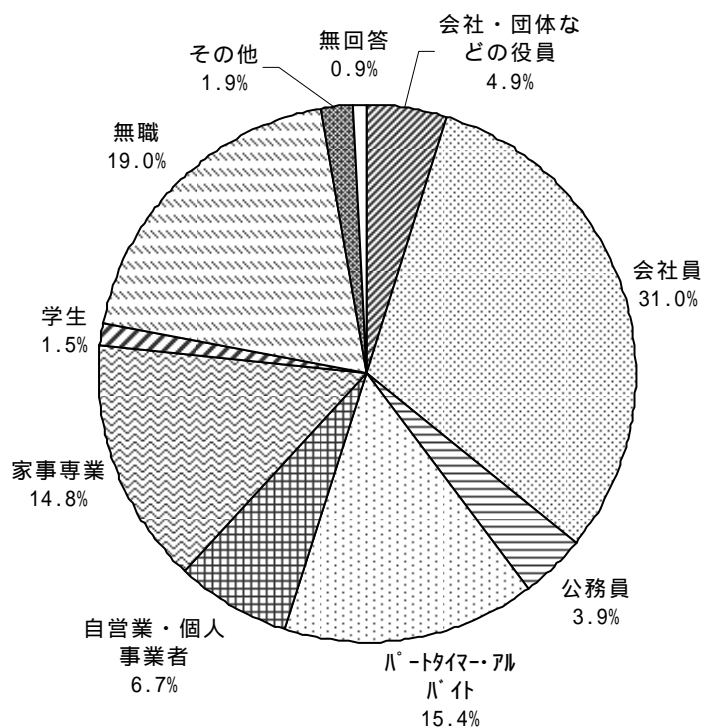


4. 職業

[一般] 問4 あなたのご職業をお答えください。(〇は1つ)

「会社員」が最も多く、「無職」「パートタイマー・アルバイト」「家事専業」などがこれに続いています。

(総数：742人)

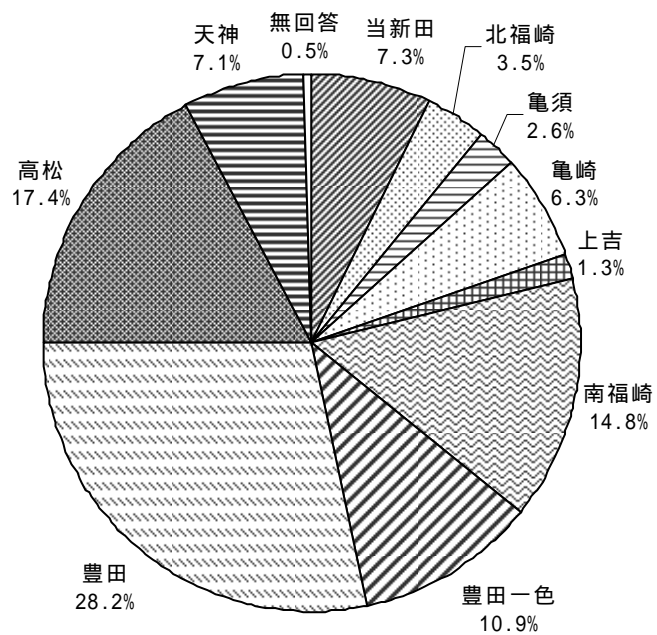


5 . 居住地区

[一般] 問5 あなたのお住まいの地区名をお答えください。(〇は1つ)

「豊田」「高松」「南福崎」が比較的多くなっているほか、「豊田一色」「当新田」「天神」「亀崎」「北福崎」「亀須」「上吉」の順で続いています。

(総数：742)

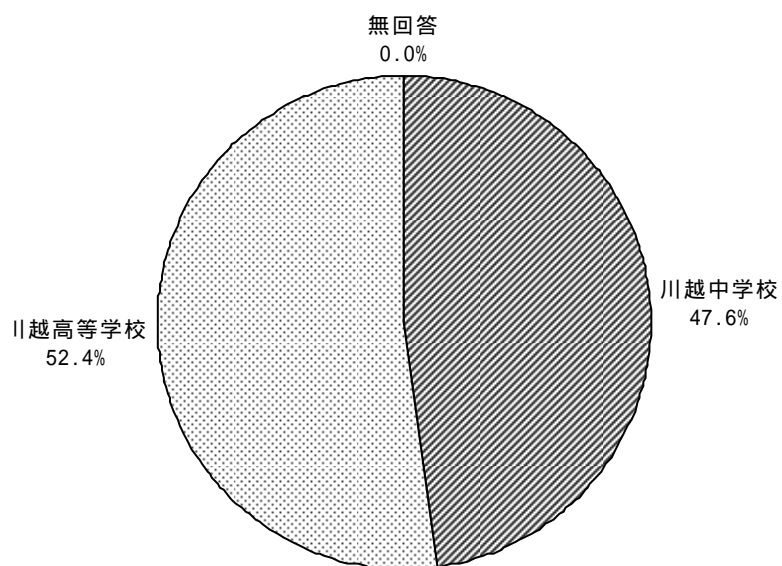


6. 学校

[中高生] 問1 あなたの学校をお答えください。

「川越中学校」と「川越高等学校」はほぼ同じ割合の構成比となっています。

(総数：233)

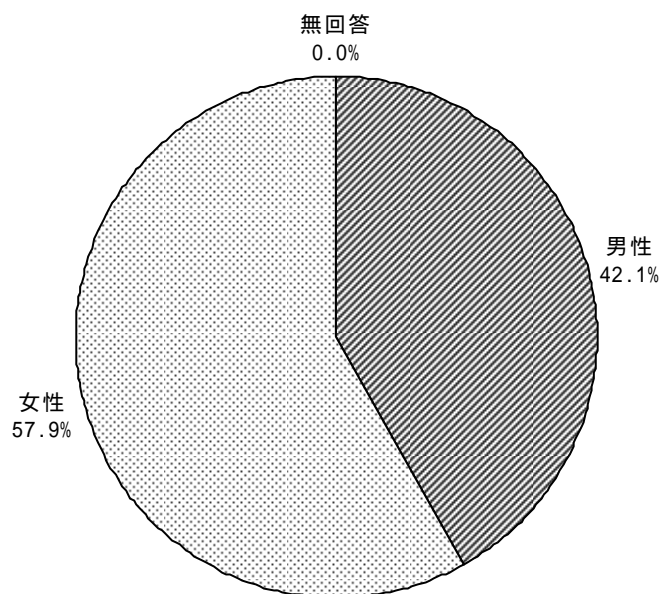


7. 性別

[中高生] 問2 あなたの性別をお答えください。

女性が男性を上回る結果となっています。

(総数：233)



第3章 男女の役割や地位に関する意識

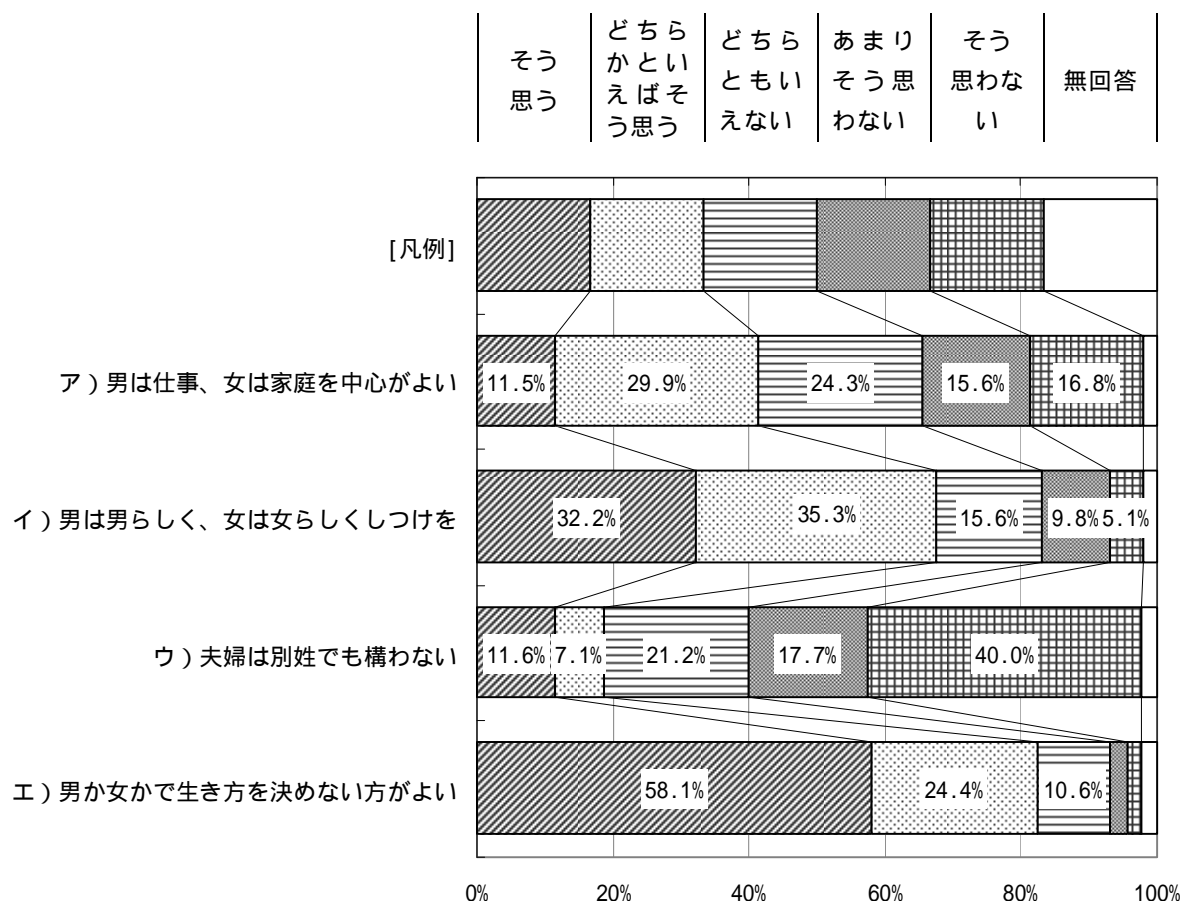
1. 男女の役割についての考え方

[一般] 問6 あなたは、次の意見についてどう思いますか。(ア～エ、それぞれ〇は1つずつ)

「ア) 男は仕事、女は家庭」については、そう思う、思わないの双方に、比較的意見が分かれる結果となっています。「イ) 男は男らしく、女は女らしくしつけを」については、そう思う、どちらかといえばそう思う、の意見が多くなっています。

「ウ) 夫婦は別姓でも構わない」については、「そう思わない」という意見が多くなっています。「エ) 男か女かで生き方を決めない方がよい」については、「そう思う」と考える意見が圧倒的に多くなっています。

(総数：742)

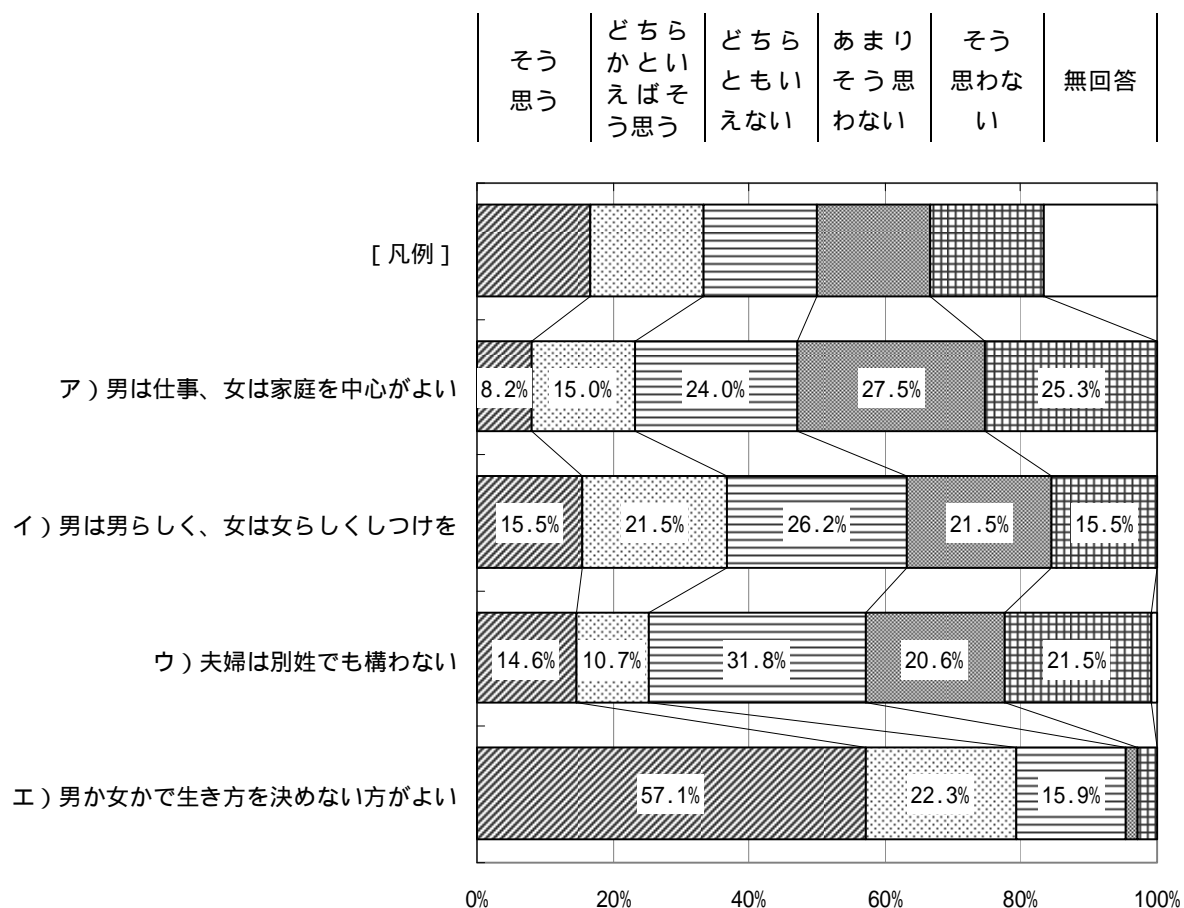


[中高生] 問3 あなたは、男性と女性に関する考え方についてどう思いますか。
ア～エのそれぞれの考え方について、1～5のなかから1つを選び、○をつけてください。

「ア) 男は仕事、女は家庭」については、そう思う、思わないの双方に、比較的意見が分かれる結果となっています。「イ) 男は男らしく、女は女らしくしつけを」については、そう思う、思わないの双方に、比較的意見が分かれる結果となっています。

「ウ) 夫婦は別姓でも構わない」については、やや「そう思わない」という意見が多くなっています。「エ) 男か女かで生き方を決めない方がよい」については、「そう思う」と考える意見が圧倒的に多くなっています。

(総数 : 233)



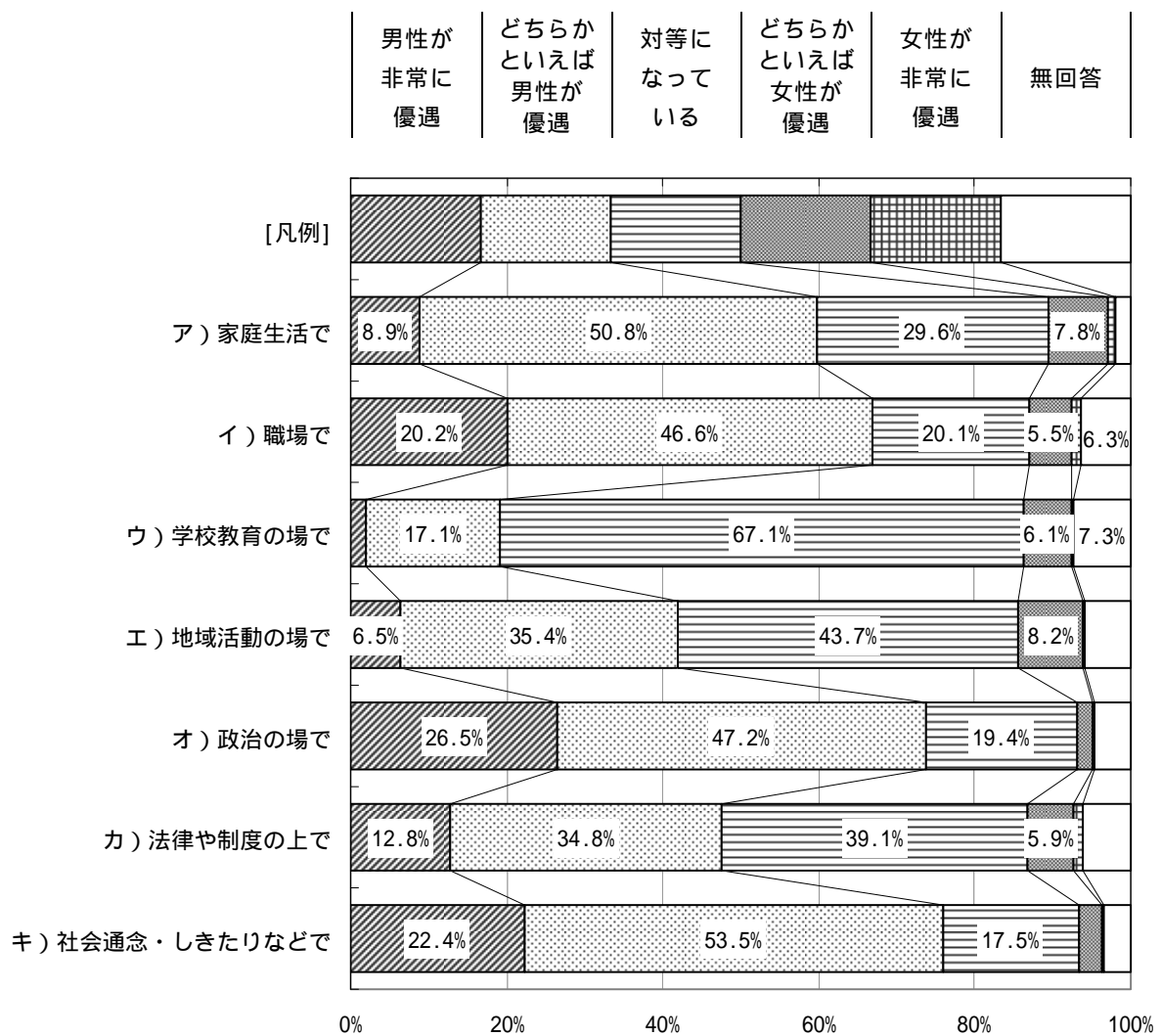
2. 男女が対等かどうかについての考え方

[一般] 問7 あなたは、次のような各分野で、男性と女性是对等になっていると思いますか。(ア~キ、それぞれ〇は1つずつ)

「ア) 家庭生活で」「イ) 職場で」「オ) 政治の場で」「キ) 社会通念・しきたりなどで」では、『どちらかといえば男性が優遇』が最も多くなっています。

「ウ) 学校教育の場で」「エ) 地域活動の場で」「カ) 法律や制度の上で」では、『対等になっている』が最も多くなっています。

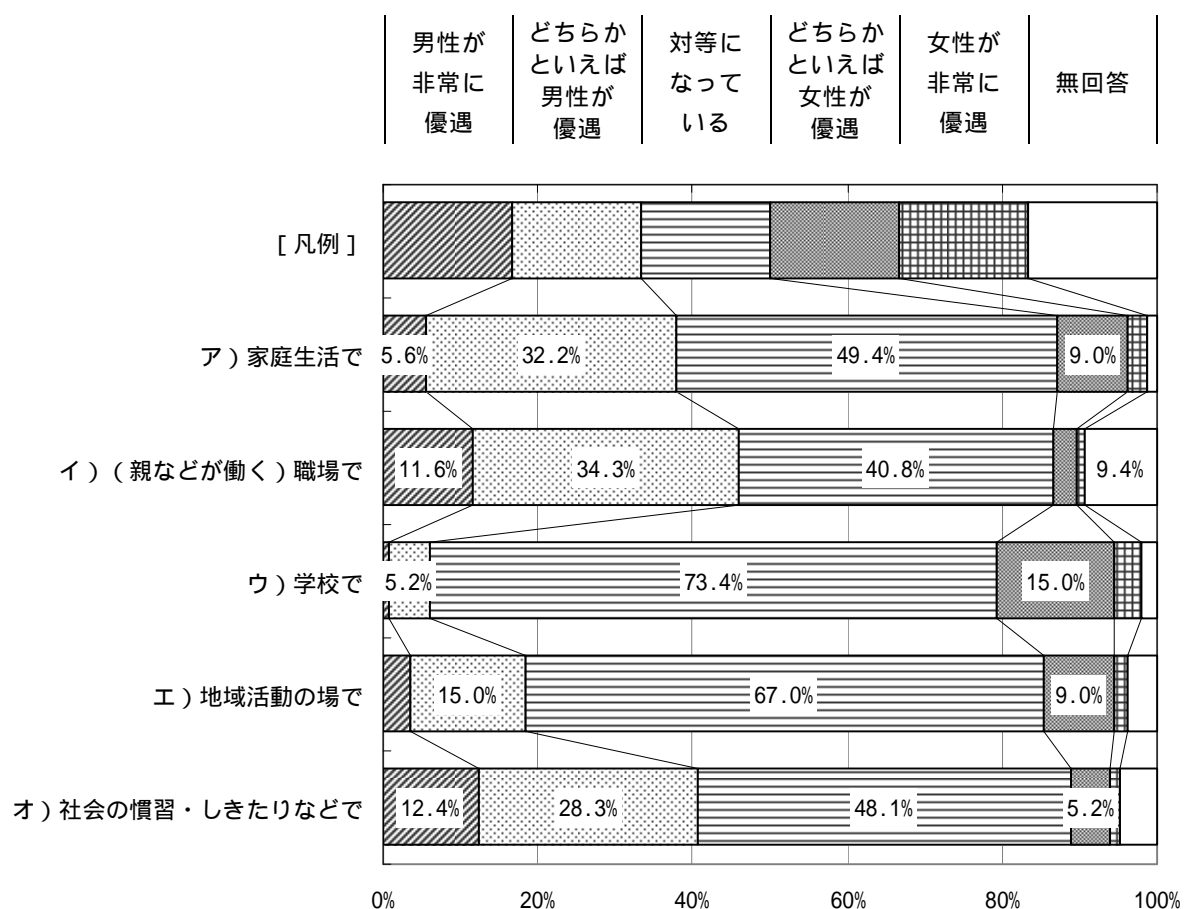
(総数：742)



[中高生] 問4 あなたは、男性と女性が対等になっていると思いますか。ア～エのそれぞれの場について、1～5のなかから1つを選び、○をつけてください。

ア)～オ) のすべての項目において、『対等になっている』が最も多くなっています。それに次いで、「ア) 家庭生活上」「イ) (親などが働く) 職場で」「エ) 地域活動の場で」「キ) 社会の慣習・しきたりなどで」においては、『どちらかといえば男性が優遇』が多く挙がり、また、「ウ) 学校で」においては、『どちらかといえば女性が優遇』が多く挙がっています。

(総数：233)

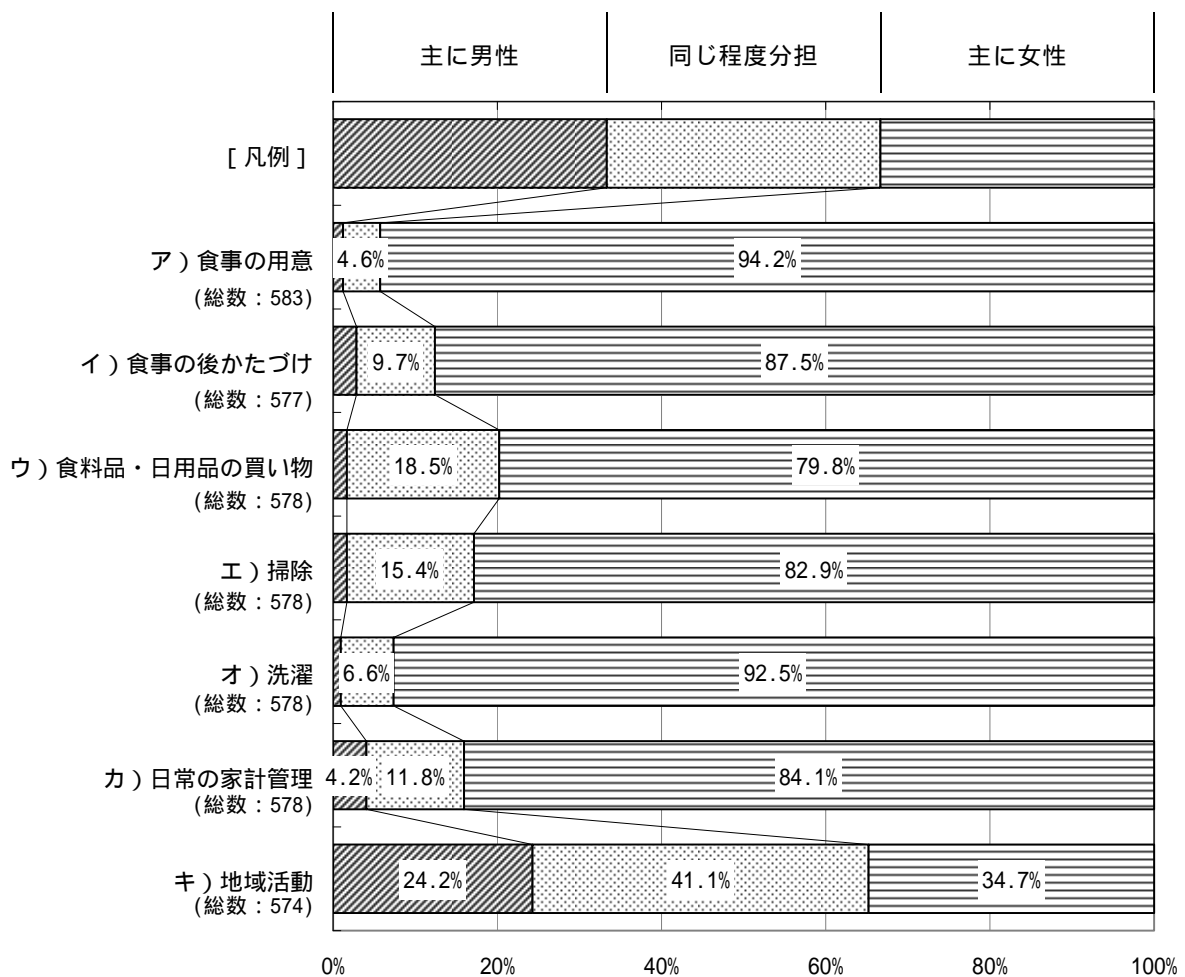


第4章 家庭生活等における現状

1. 家事等の分担についての現状

[一般] 問8 配偶者またはパートナーと同居している方におたずねします。次
にあげる家事等は男性と女性どちらが担っていますか。(ア～キ、それ
ぞれ〇は1つずつ)

ほとんどの項目において、『主に女性』が担っているとの意見が圧倒的に多くなっています。唯一、「キ) 地域活動」についてのみ、『同じ程度分担』が最も多く、また、『主に男性』が担うとの意見も比較的多く挙がっています。

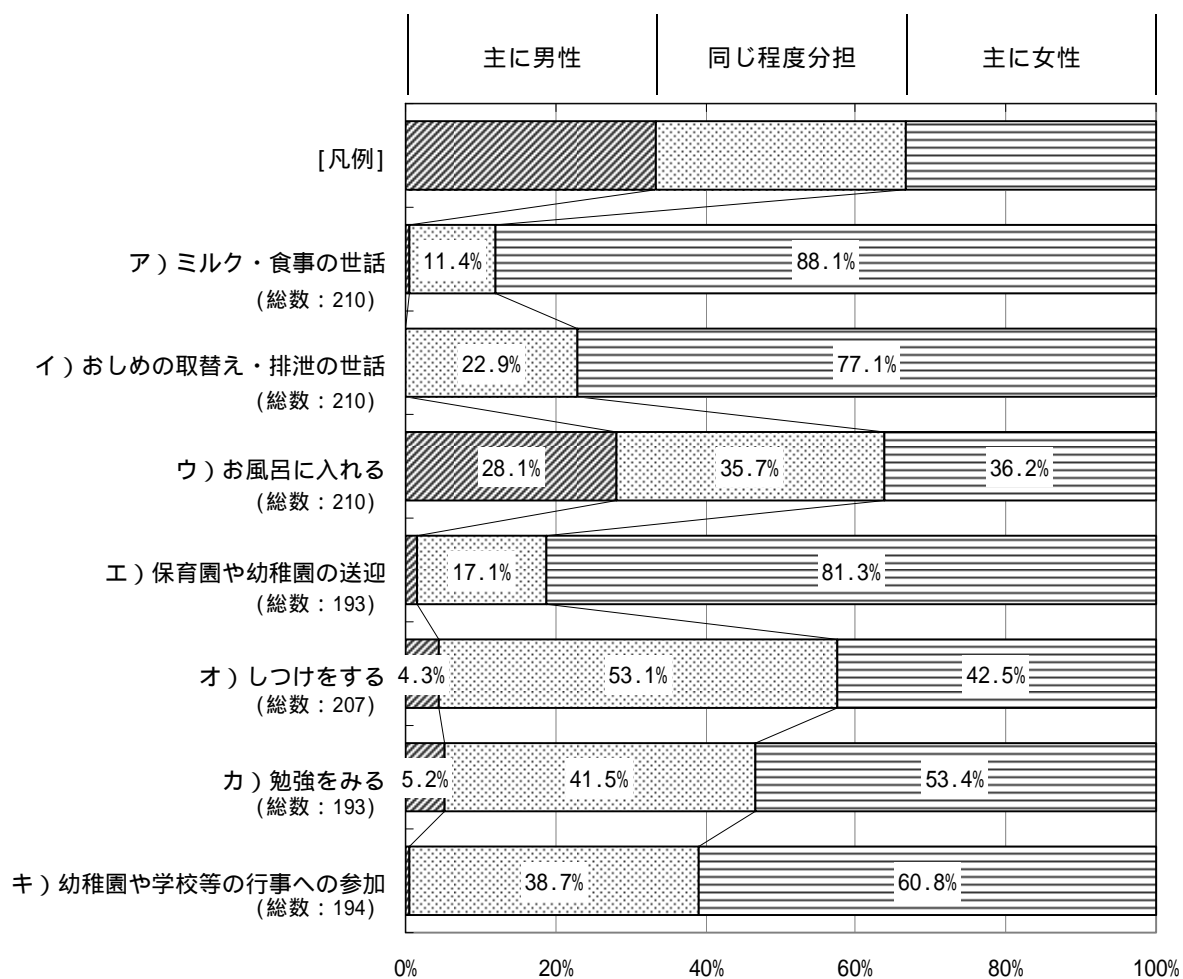


注) 回答者を「配偶者またはパートナーと同居している方」に限定した設問のため、無回答を除いたグラフとなっています。

2. 子育てについての現状

[一般] 問9 配偶者またはパートナーと同居している方で、小学生以下の子どもがいる方におたずねします。次にあげる子育ては男性と女性どちらが担っていますか。(ア～キ、それぞれ〇は1つずつ)
(小学生の子どもがいる方は、過去の経験としてお答えください。)

多くの項目において、『主に女性』が担っているとの意見が多くなっています。『同じ程度分担』が多いのは、「しつけをする」で、また、『主に男性』が担うことが多いのは「お風呂に入れる」となっています。

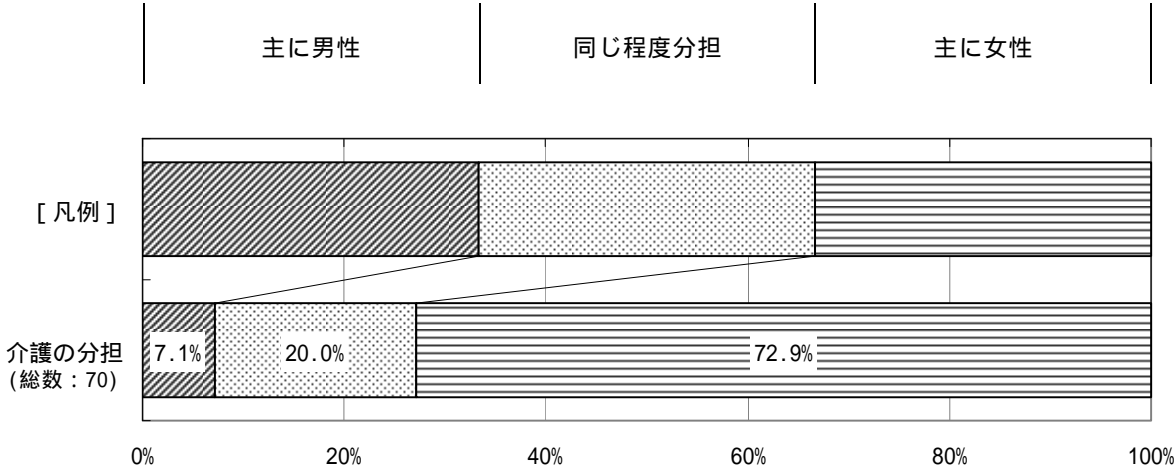


注) 回答者を「配偶者またはパートナーと同居している方で、小学生以下の子どもがいる方」に限定した設問のため、無回答を除いたグラフとなっています。

3. 介護における現状

[一般] 問10 介護が必要な方と同居している方におたずねします。介護は男性と女性どちらが担っていますか。(〇は1つ)

介護についても、家事や子育てと同様、『主に女性』が担うとする意見が圧倒的に多くなっています。



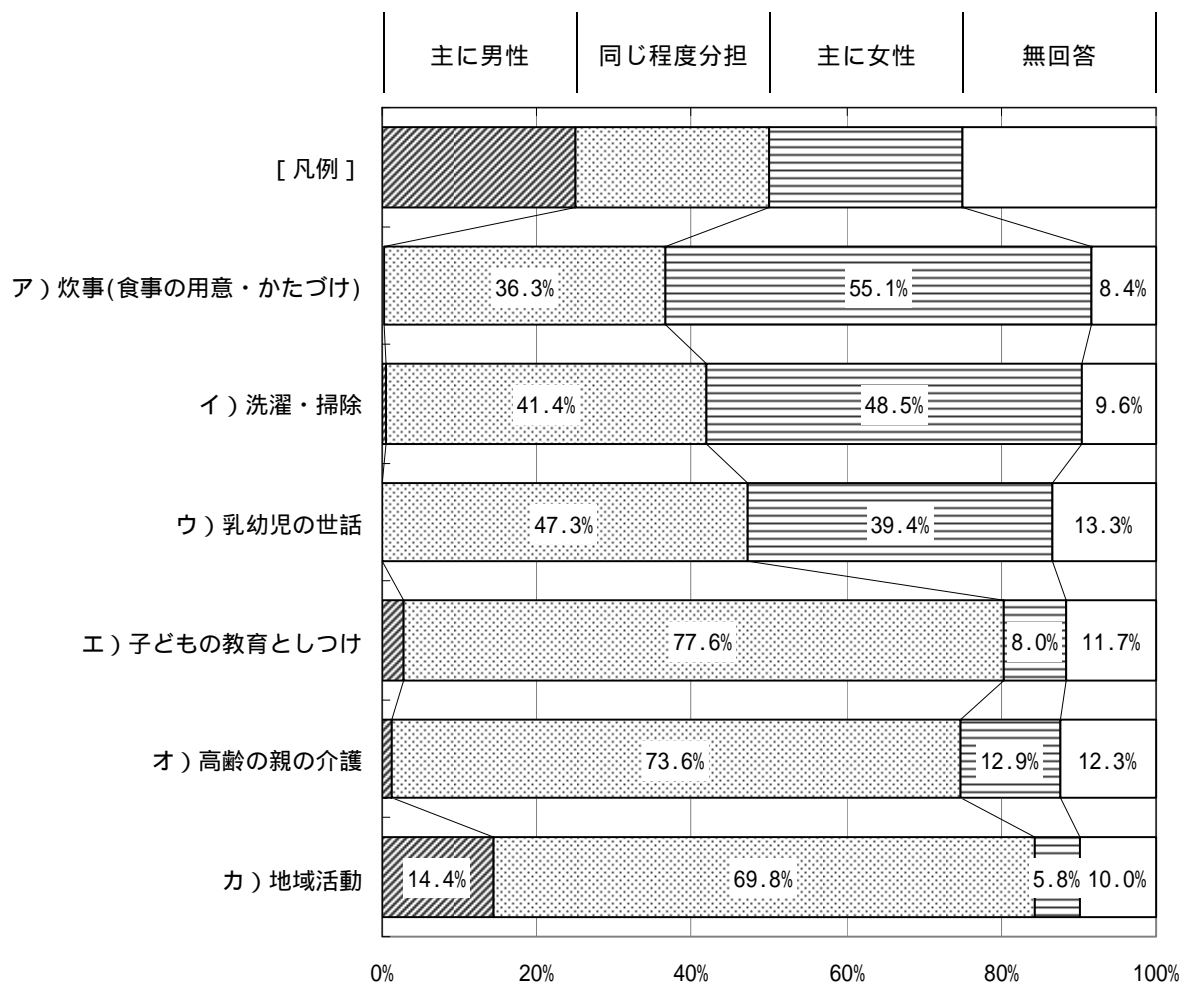
注) 回答者を「介護が必要な方と同居している方」に限定した設問のため、無回答を除いたグラフとなっています。

4. 男女の望ましい分担関係

[一般] 問11 あなたは、次にあげる家庭における役割は、夫と妻のどちらが行うのが望ましいと思いますか。(ア～カ、それぞれ〇は1つずつ)

「ア）炊事(食事の用意・かたづけ)」「イ）洗濯・掃除」では、『主に女性』が担うべきとの意見が最も多く、「ウ）乳幼児の世話」「エ）子どもの教育としつけ」「オ）高齢の親の介護」「カ）地域活動」においては、『同じ程度分担』すべきとの意見が最も多く挙がっています。

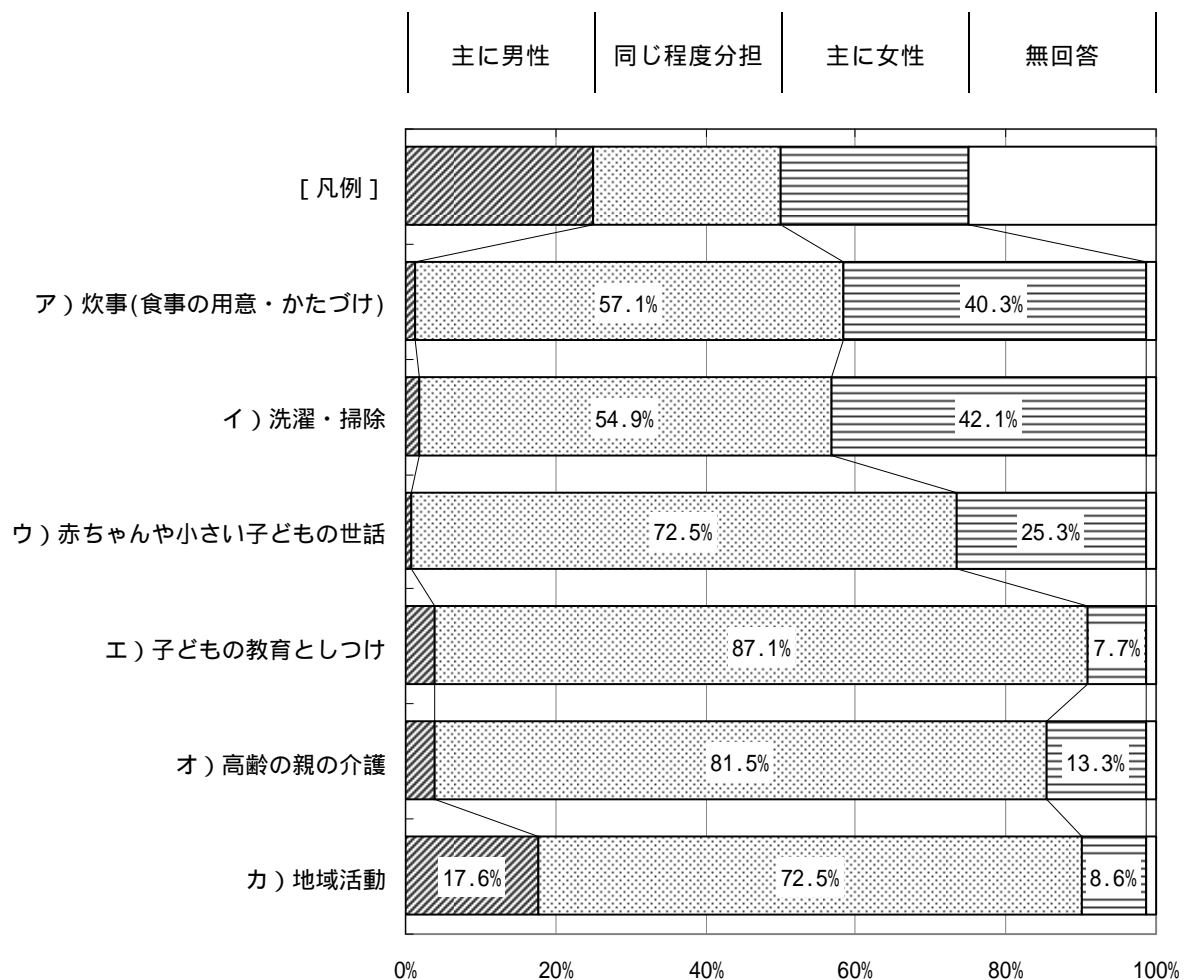
(総数：742)



[中高生] 問5 あなたは、次にあげる家庭における役割は、男性と女性のどちらが行うのが望ましいと思いますか。ア～カのそれぞれについて、1～3のなかから1つを選び、○をつけてください。

すべての項目において、『同じ程度分担』すべきとの意見が最も多く挙がっています。また、『主に女性』が分担すべきとの意見が比較的多い項目は、「ア）炊事(食事の用意・かたづけ)」「イ）洗濯・掃除」となっています。『主に男性』『主に女性』を上回るのは、「カ）地域活動」となっています。

(総数：233)



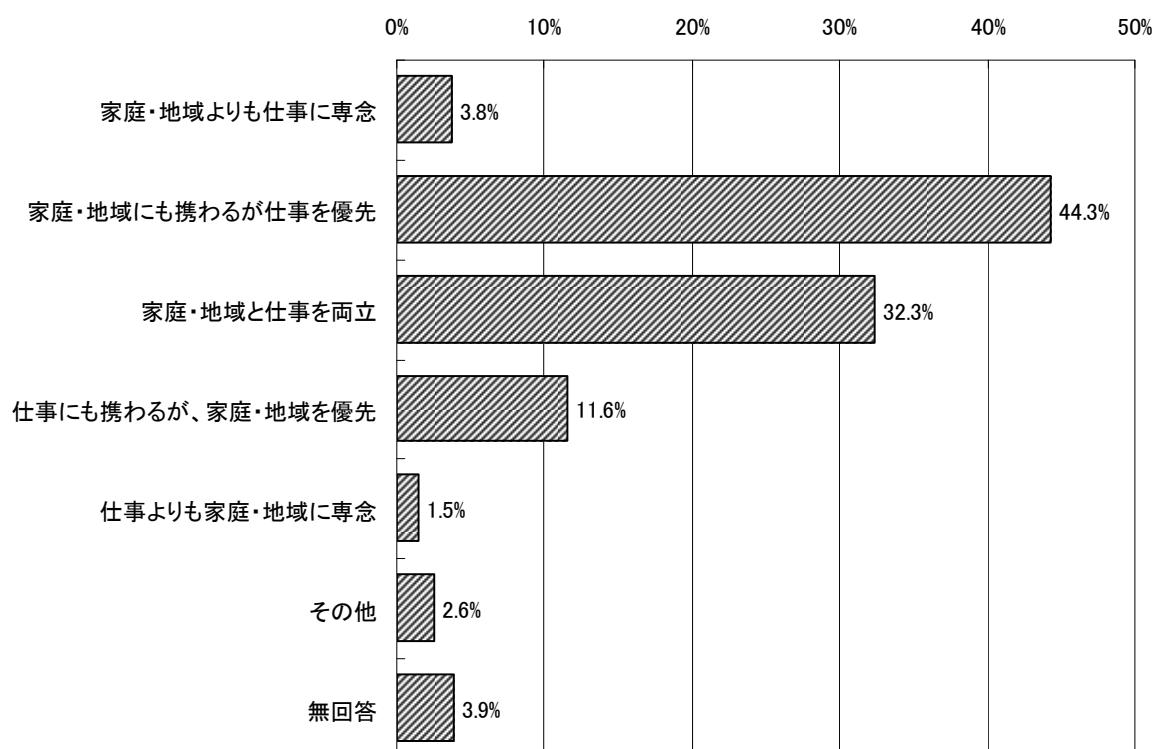
第5章 仕事と地域生活・家庭生活との関係

1. 仕事と地域・家庭との関係

[一般] 問12 あなたは、仕事との関係において、家庭生活や地域活動をどのよう
に位置づけるのが望ましいと思いますか。(〇は1つ)

仕事と家庭・地域活動との関係については、「家庭・地域にも携わるが仕事を優先」が最も多く挙がり、次いで「家庭・地域と仕事を両立」「仕事にも携わるが、家庭・地域を優先」の順で続いています。

(総数：742)

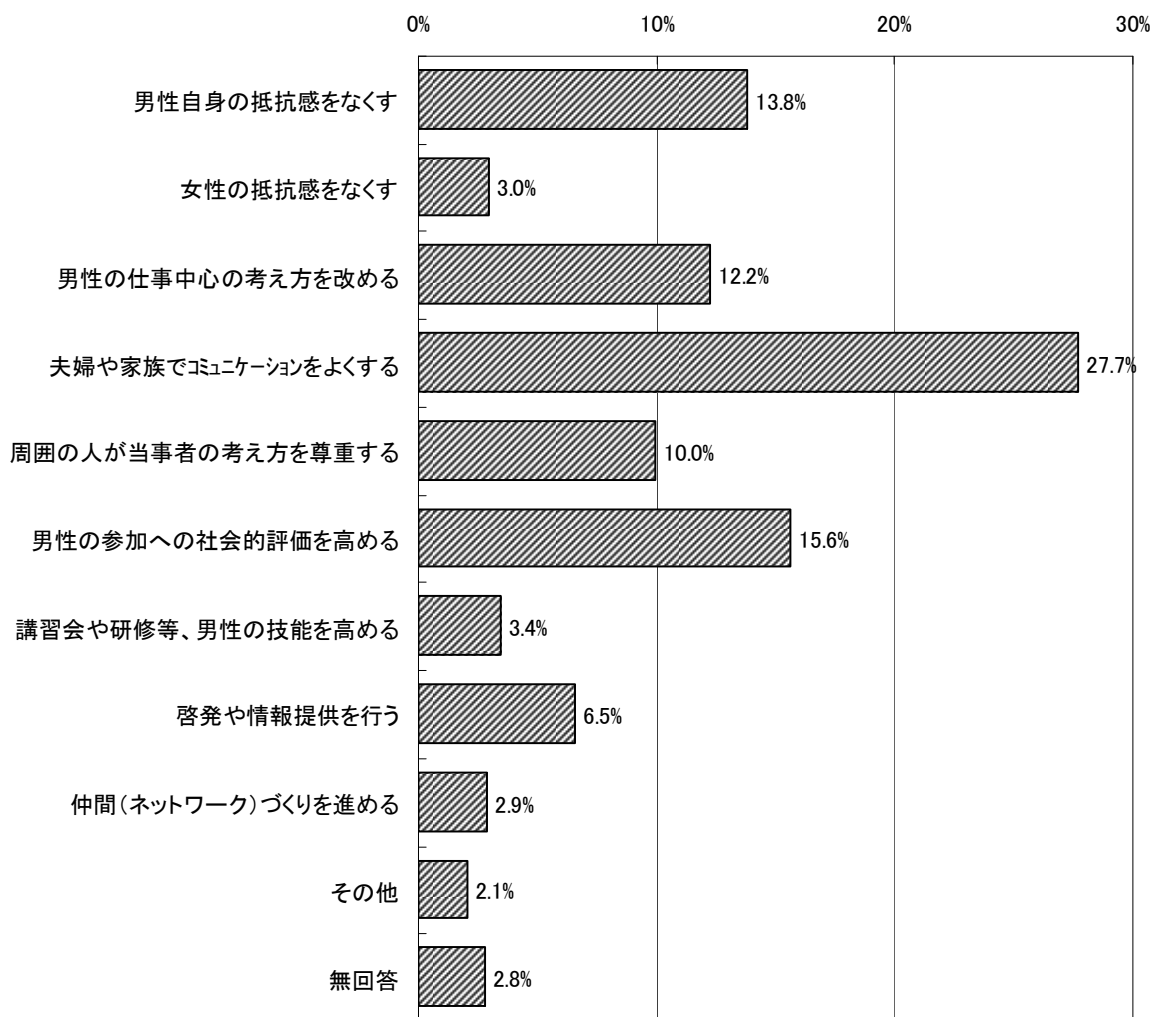


2 . 男性の家事等への参加に必要なこと

[一般] 問13 あなたは、今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動などに積極的に参加していくためには、どのようなことが特に必要だと思いますか。(〇は2つまで)

男女がともに家事等に参加するために必要なこととしては、「夫婦や家族でコミュニケーションをよくする」が最も多く挙がっています。以下、「男性の参加への社会的評価を高める」「男性自身の抵抗感をなくす」の順で続いています。

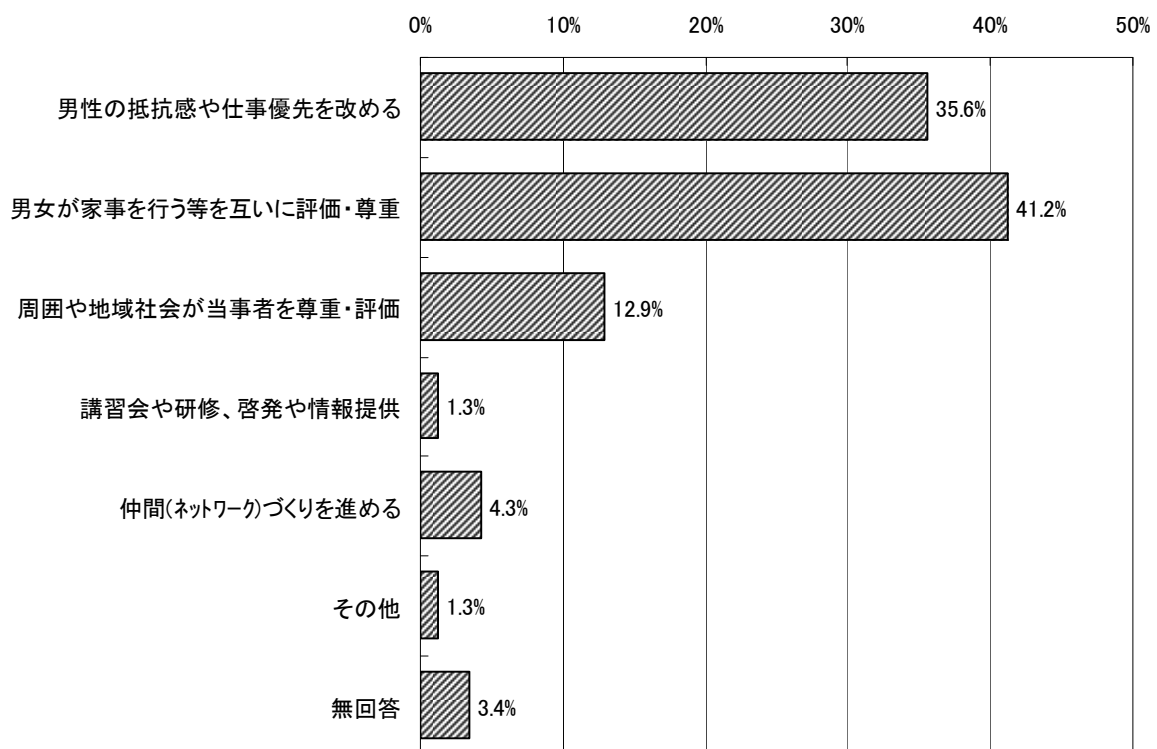
(総数：1316)



[中高生] 問6 あなたは、今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動などに積極的に参加していくためには、どのようなことが特に必要だと思いますか。1～6からひとつを選び、○をつけてください。

男女がともに家事等に参加するために必要なこととして、中高生の回答では、「男女が家事を行う等を互いに評価・尊重」が最も多く挙がっています。また、「男性の抵抗感や仕事優先を改める」も比較的多く挙がっています。

(総数：233)

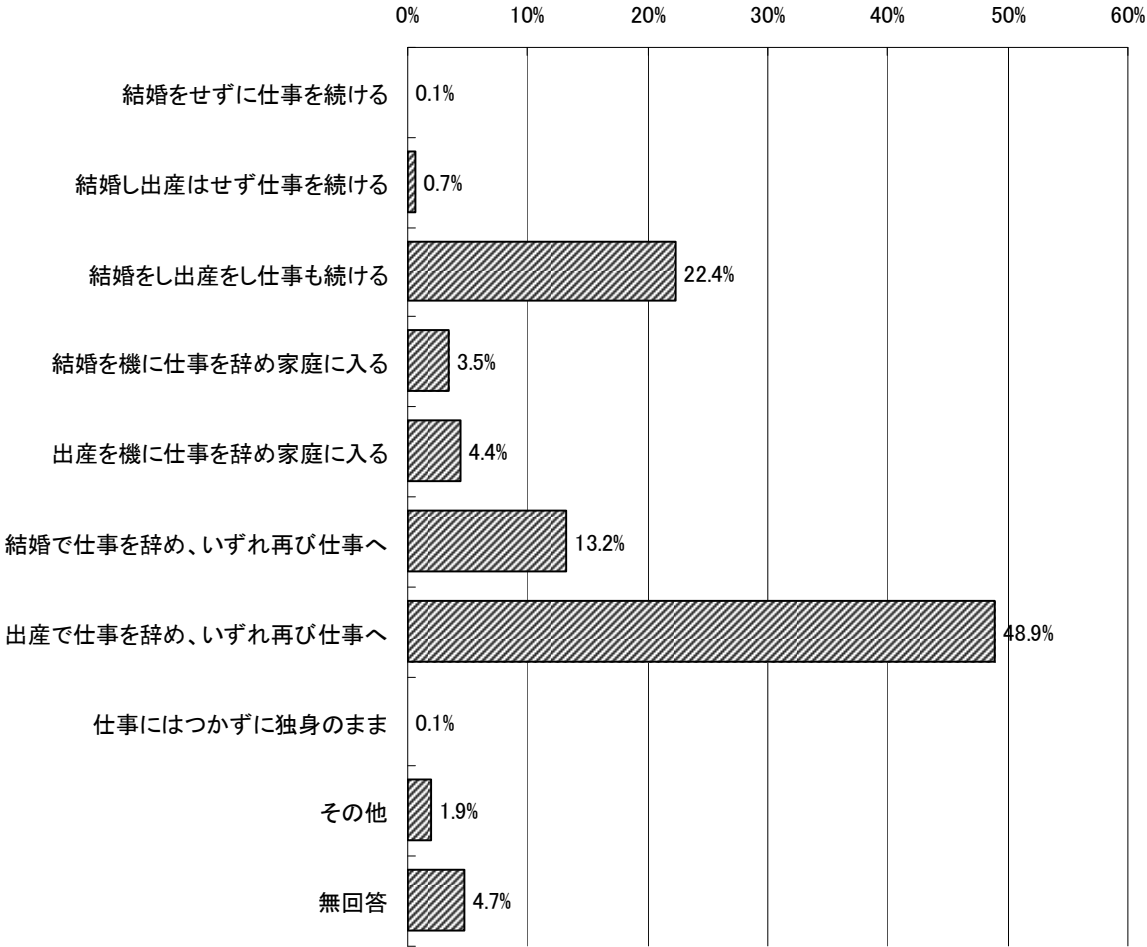


3. 女性の仕事や結婚についての理想像

[一般] 問14 あなたがお考えになる「女性の仕事や結婚についての理想像」は次のどれに近いですか。(〇は1つ)

女性の仕事や結婚についての理想像としては、「出産で仕事を辞め、いずれ再び仕事へ」が最も多く挙がっています。また、「結婚をし出産をし仕事も続ける」も比較的多く挙がっています。

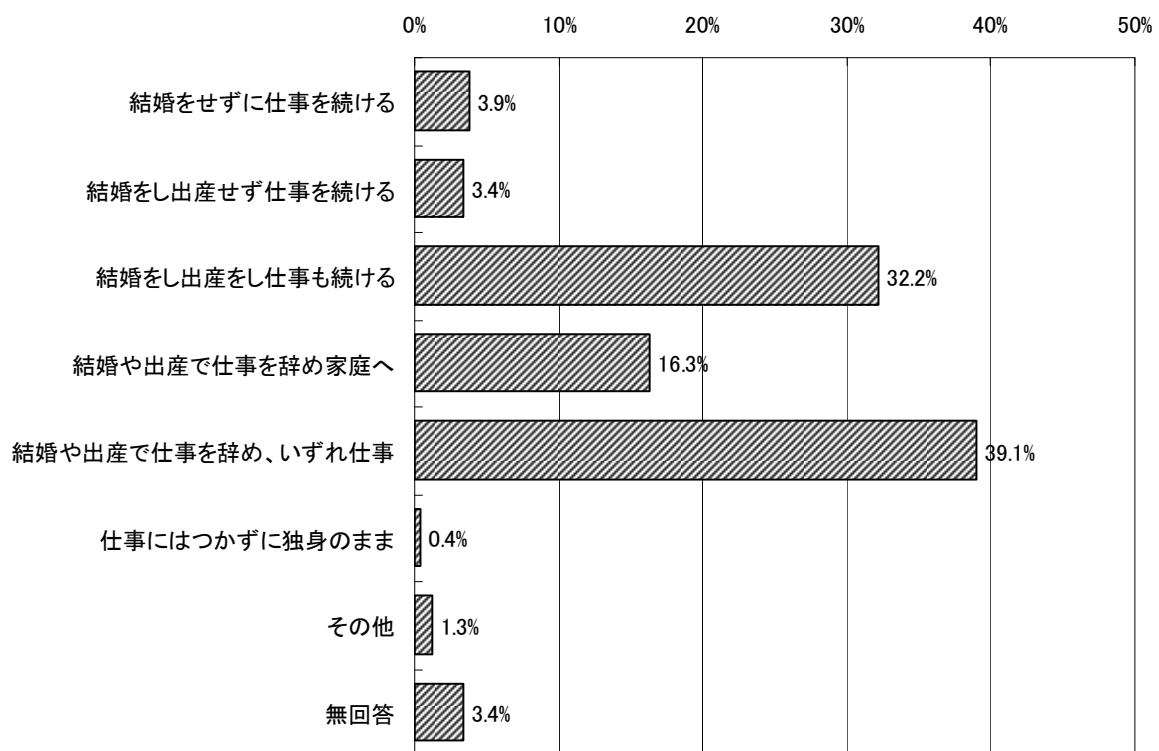
(総数：742)



[中高生] 問7 あなたがお考えになる「女性の仕事や結婚についての理想像」は次のどれに近いですか。1～5からひとつを選び、○をつけてください。

女性の仕事や結婚についての理想像として、中高生の回答では、「結婚や出産で仕事を辞め、いずれ仕事」が最も多く挙がっています。また、「結婚をし出産をし仕事も続ける」も比較的多く挙がっています。

(総数：233)

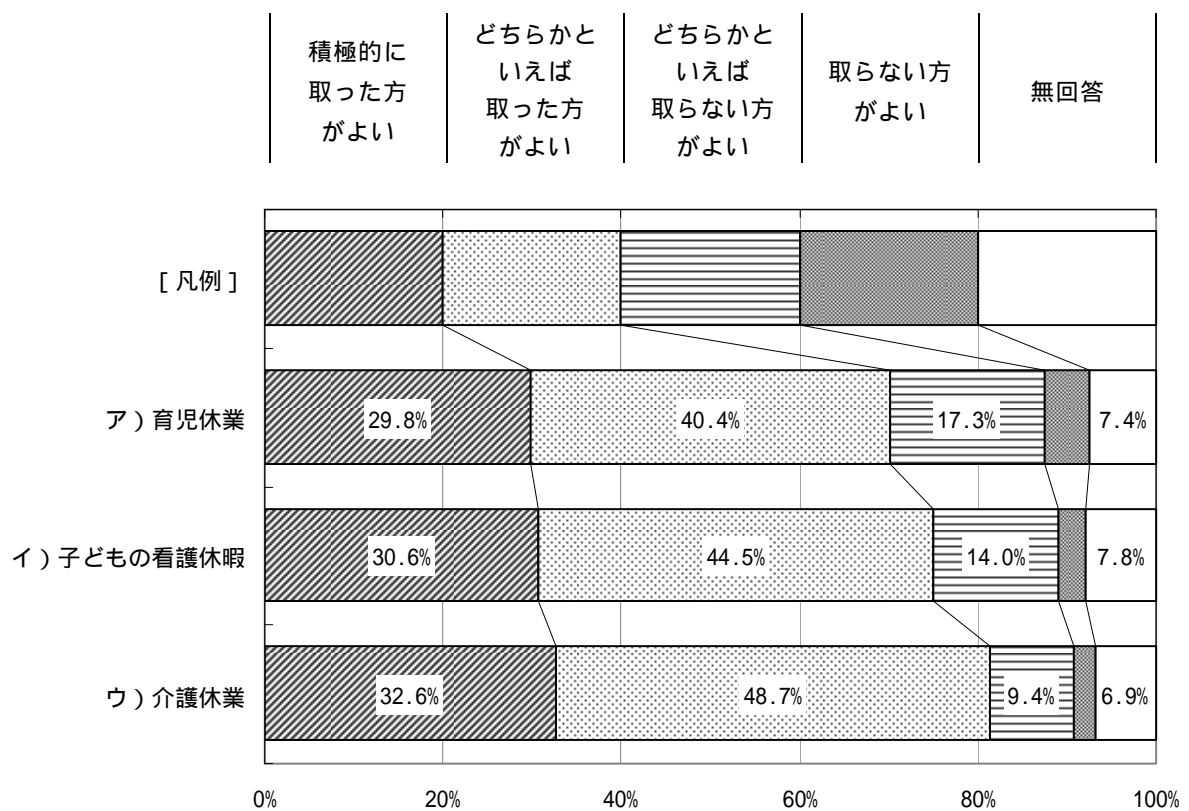


4. 育児・介護等の休暇取得

[一般] 問15 育児や家族介護を行うために、法律に基づき育児休業・子の看護休業・介護休業を取得できる制度があります。あなたは、この制度を活用して、男性が育児休業・子の看護休業・介護休業をとることについてどう思いますか。(ア～ウ、それぞれ〇は1つずつ)

いずれの休業・休暇についても、『どちらかといえば取った方がよい』が最も多く挙がっています。また、これに次ぐのはいずれの休業・休暇についても『積極的に取った方がよい』となっています。

(総数：742人)

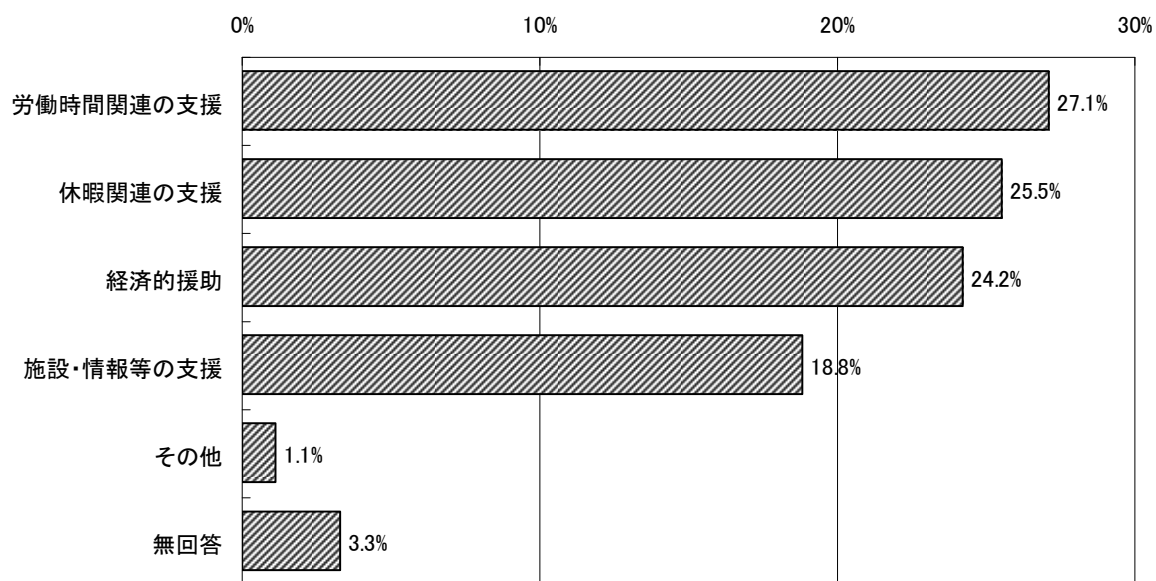


5 . 企業等による支援

[一般] 問16 あなたは、仕事と子育て・家庭生活を両立するために、企業や事業所においてどのような支援があればいいと思いますか。(〇はいくつでも)

企業等による支援については、「労働時間関連の支援」が最も多く挙がっています。また、「休暇関連の支援」「経済的援助」についても比較的多く挙がっています。

(総数：1642)



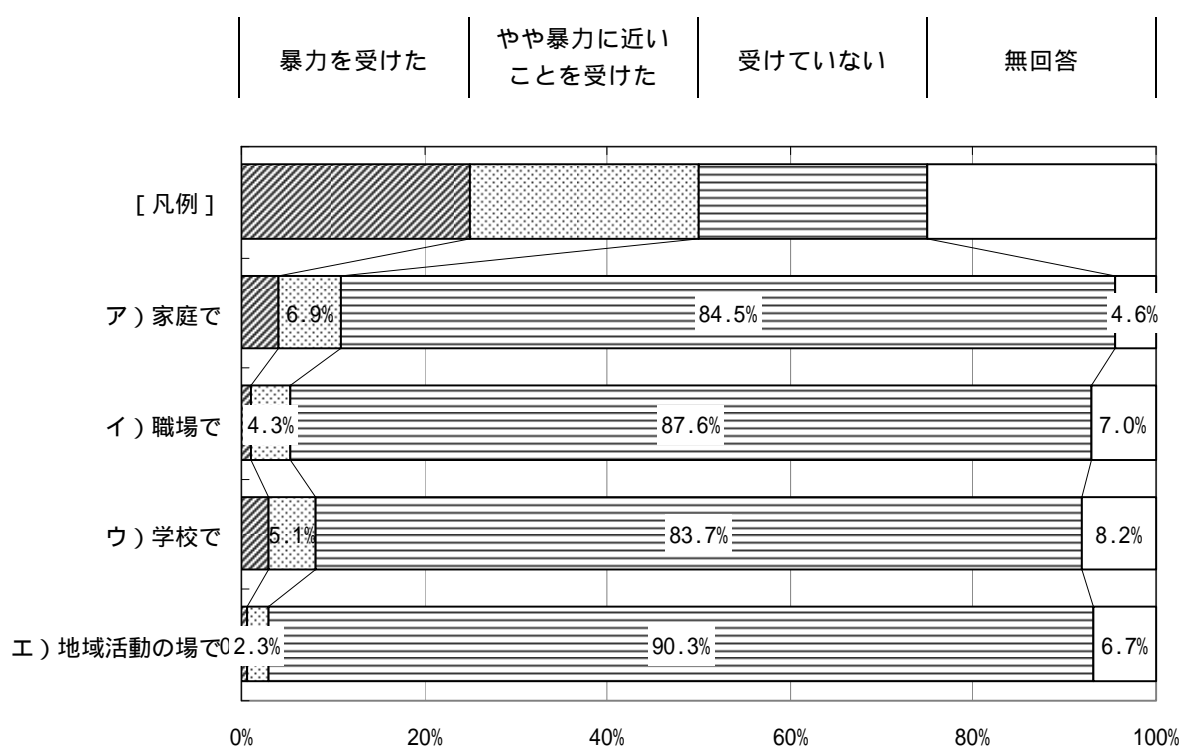
第6章 性差別等の現状

1. 異性からの暴力等の現状

[一般] 問17 あなたは過去、次の場所で異性からの暴力を受けたことがありますか。(ア～エ、それぞれ〇は1つずつ)

いずれの場所においても、『受けていない』とする意見が圧倒的に多くなっています。一方、『暴力を受けた』『やや暴力に近いことを受けた』が比較的多い場所としては、「家庭で」「学校で」が挙がっています。

(総数：742)

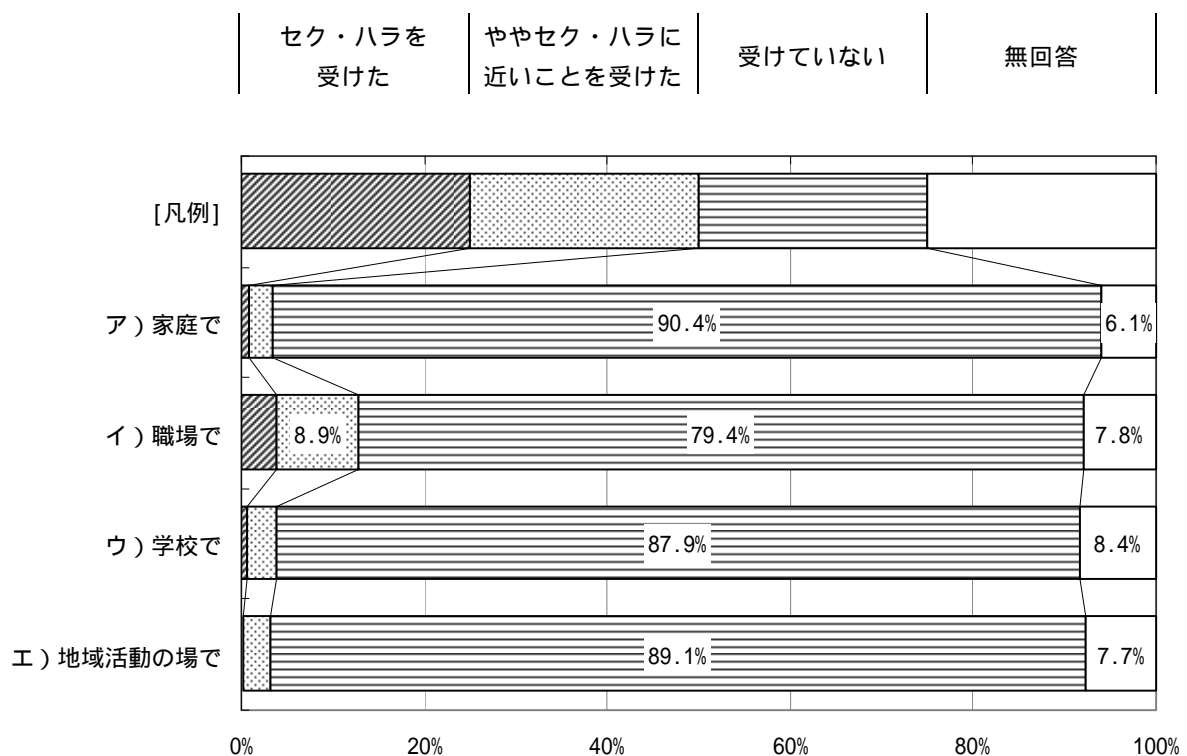


2. セクシャル・ハラスメントの現状

[一般] 問18 あなたは過去、次の場所で異性から「セクシャル・ハラスメント」と思う行為を受けたことがありますか。(ア～エそれぞれ〇は1つずつ)

いずれの場所においても、『受けていない』とする意見が圧倒的に多くなっています。一方、『セク・ハラを受けた』『ややセク・ハラに近いことを受けた』が比較的多い場所としては、「職場で」が挙がっています。

(総数：742)



注) セクシュアル・ハラスメントとは、性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、または性的な言動により相手方の生活環境を害することをいいます。

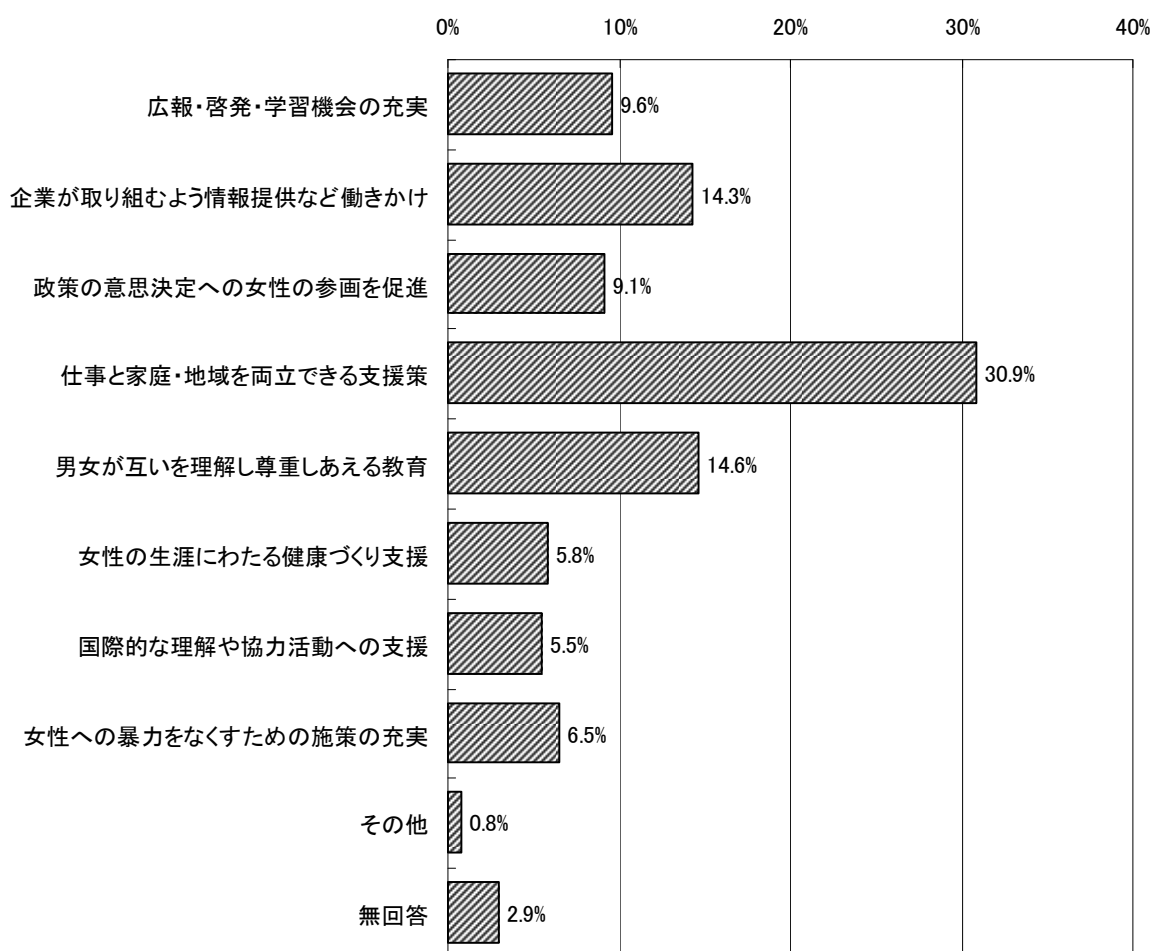
第7章 今後の取り組み

1. 望ましい取り組み

[一般] 問19 あなたは、男女共同参画社会の実現に向けて、国や自治体が重点をおいて取り組むべきと思うものは、どのようなことですか。(〇は3つまで)

国や自治体が重点をおいて取り組むべきものとしては、「仕事と家庭・地域を両立できる支援策」が最も多く挙がっています。このほか、「男女が互いを理解し尊重しあえる教育」「企業が取り組むよう情報提供など働きかけ」の順で続いています。

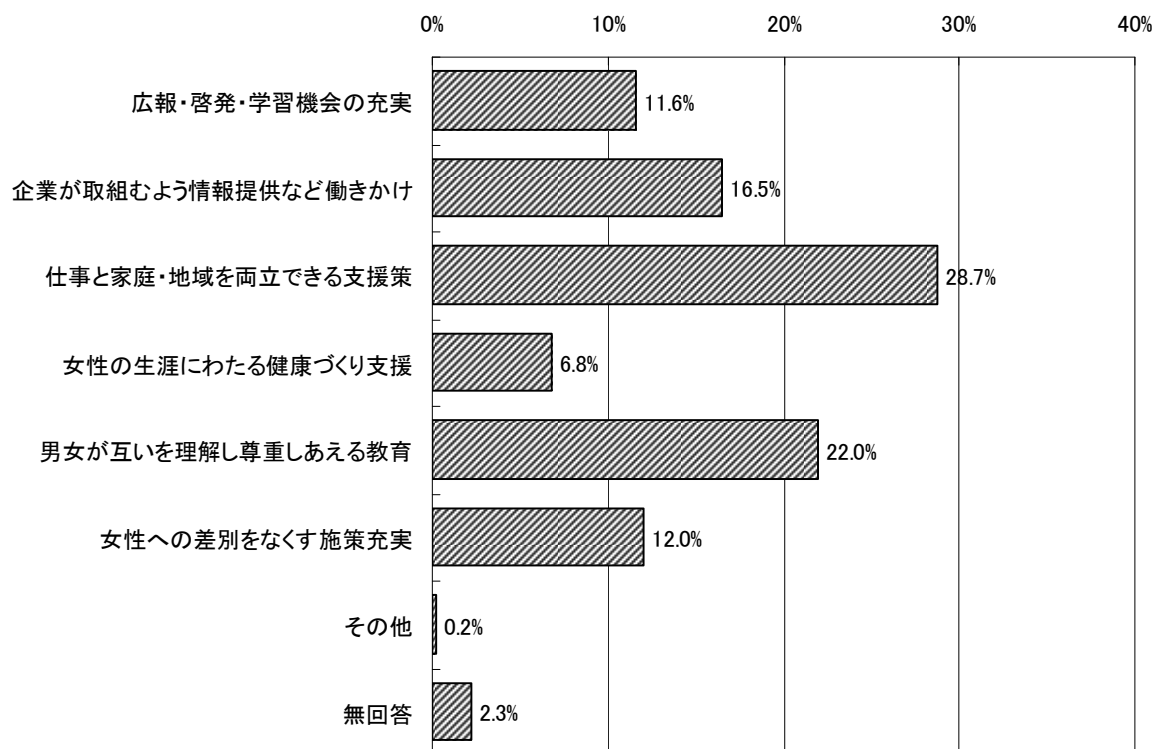
(総数：1680)



[中高生] 問8 あなたは、男女共同参画社会の実現に向けて、国や自治体などが取り組むべきと思うものは、どのようなことですか。(〇は3つまで)

国や自治体が重点をおいて取り組むべきものとして、中高生の回答では、「仕事と家庭・地域を両立できる支援策」が最も多く挙がっています。このほか、「男女が互いを理解し尊重しあえる教育」「企業が取り組むよう情報提供など働きかけ」の順で続いています。

(総数：533)



川越町 男女共同参画推進計画

発行 川越町
〒510-8588
三重県三重郡川越町大字豊田一色280番地

発行年月 平成20年（2008年）3月

編集 川越町企画情報課
電話 059-366-7112
ホームページ <http://www.town.kawagoe.mie.jp/home/>